

# 第26期

## 定時株主総会招集ご通知

### 開催日時

2025年6月26日（木曜日）午前11時  
（配信開始時間：午前10時30分から）

### 開催方法

本株主総会は場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）として、完全オンライン（インターネット上のみ）での開催となります。

実際にご来場いただく会場はございませんので、オンラインでのご出席をお願いいたします。

### 決議事項

- 第1号議案 取締役7名選任の件
- 第2号議案 補欠監査役1名選任の件

### CONTENTS

■ 第26期定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	9
■ 事業報告	26
■ 連結計算書類	48
■ 計算書類	69
■ 監査報告書	80



招集ご通知の掲載内容がパソコン・スマートフォン・タブレット端末からご覧いただけます。



<https://s.srdb.jp/2121/>

証券コード：2121  
2025年6月10日  
(電子提供措置の開始日：2025年6月4日)

株主各位

東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号  
渋谷スクランブルスクエア

**株式会社MIXI**

代表取締役社長 木村 弘毅

## 第26期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第26期定時株主総会を以下のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第26期定時株主総会招集ご通知」として株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://mixi.co.jp/ir/stock/meeting/>

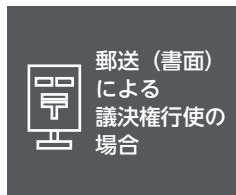
電子提供措置事項は、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。下記ウェブサイトへアクセスし、「銘柄名 (MIXI)」又は「証券コード (2121)」を入力・検索し「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませようようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

また、本総会は、インターネットの手段を用いた「バーチャル出席」の方法により株主総会にご出席いただくこととなります。会場は設けることなく実施いたしますので、後記「バーチャルオンリー株主総会のご案内」に従い、インターネットで「バーチャル出席」をいただきますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席いただかない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月25日（水曜日）午後7時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。



詳細は3ページ



詳細は4ページ



詳細は4ページ

敬 具

<p><b>1 日 時</b></p>	<p><b>2025年6月26日（木曜日）午前11時</b>          ※午前10時30分頃から配信開始となる予定です。          ※通信障害等の発生により開催日時において、バーチャルオンリー株主総会を開会することが困難な場合には、予備日として2025年6月26日（木曜日）午後3時より開催いたします。当社が予備日に開催することとした場合は、当社ウェブサイトにて、2025年6月26日（木曜日）午前12時までにお知らせします。</p>
<p><b>2 開催方法</b></p>	<p><b>場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）</b>          ・完全オンライン（インターネット上のみ）での開催となり、実際にご来場いただく会場はございませんので、当社所定のウェブサイトを通じてオンラインでの出席をお願いいたします。          ・ご出席方法は、5～8ページをご覧ください。</p>
<p><b>3 目的事項</b></p>	<p><b>報告事項</b> (1) 第26期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）          事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件          (2) 第26期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）          計算書類報告の件</p> <p><b>決議事項</b> 第1号議案 取締役7名選任の件          第2号議案 補欠監査役1名選任の件</p>

- 当日バーチャル出席をいただく際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をお手元にご用意くださいますようお願い申し上げます。事前に議決権行使書を投函される場合には、議決権行使書用紙に記載されている「株主番号（議決権行使書用紙のログインID欄に記載の9桁の数字）」「郵便番号」「所有株式数」を必ずお手元にお控えください。なお、ログイン時に使用する「郵便番号」は、2025年3月末日時点での株主名簿に基づき設定しております。このため、一部の株主さまにつきましては、【議決権行使書に記載の／実際にお住いの】「郵便番号」と相違する場合がございますので、ご注意ください。
- 書面交付請求されていない株主様には、株主総会参考書類と事業報告の一部を併せてご送付しております。また、書面交付請求をいただいた株主様には、法令及び定款に基づき、電子提供措置事項から次の項目を除いた書面をご送付しております。なお、ご送付している書面の頁番号、項番、参照頁の記載は電子提供措置事項と同一となっておりますので、書面の頁番号等が抜けている部分は誤記ではございません。あらかじめご了承ください。  
 「会社の新株予約権等に関する事項」「会計監査人に関する事項」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- 決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、**当社ウェブサイト**に掲載させていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- 通信障害により議事に著しい支障が生じた場合に備え、議長が本株主総会の延期又は続行を決定することができるようにするため、本株主総会冒頭に、その旨の決議を行うことといたします。当該決議に基づき、議長が延期又は続行の決定を行った場合には、速やかに上記の当社ウェブサイトでお知らせいたします。

## 議決権行使の方法についてのご案内

### 株主総会にご出席いただける場合



#### 株主総会へ出席

#### 株主総会開催日時

2025年6月26日（木曜日）  
午前11時

本株主総会当日は、配信画面を通じて議決権を行使いただくことが可能です。議事進行の様子をライブ配信でご覧いただいたうえで、議長の案内に従い、議決権を行使していただきますようお願いいたします。

### 株主総会にご出席いただけない場合

#### 書面による議決権行使

##### 議決権行使期限

2025年6月25日（水曜日）  
午後7時到着分まで



同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

#### ▶ 重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット（「スマート行使」を含む。）等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、  
以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使について ☎️ 0120-652-031 (9:00~21:00)

その他のご照会 ☎️ 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

#### 「スマート行使」によるご行使

##### 議決権行使期限

2025年6月25日（水曜日）  
午後7時まで



同封の議決権行使書面の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

#### インターネットによるご行使

##### 議決権行使期限

2025年6月25日（水曜日）  
午後7時まで

パソコン、スマートフォン又は  
携帯電話等から、

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書面に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

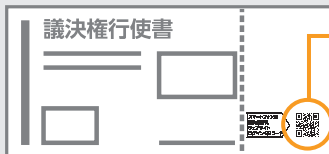
#### 機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

## 「スマート行使」によるご行使

### 1 スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード<sup>®</sup>」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

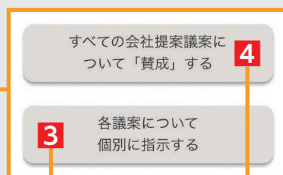


※QRコード<sup>®</sup>は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



### 2 議決権行使ウェブサイトを開く

表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

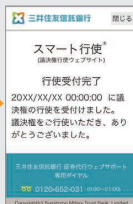


### 3 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

### 4 全ての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了!

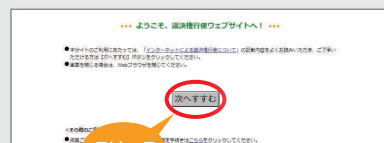


一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード<sup>®</sup>を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」/「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

## インターネットによるご行使

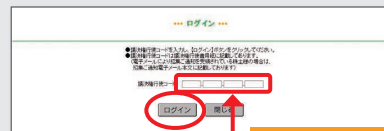
### 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



クリック

### 2 ログインする



議決権行使コード

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。

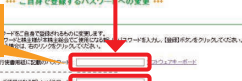


### 3 パスワードを入力する

同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。



### 「初期パスワード」を入力



実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

# バーチャルオンリー株主総会のご案内

本株主総会は、場所の定めのない株主総会、いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」として開催いたします。株主様に実際にご来場いただく会場はございませんので、あらかじめご了承ください。

## 1. バーチャル出席に必要な環境について

バーチャル出席を行うためには、以下環境でのご利用を推奨いたします。なお、バーチャル出席に必要な通信機器類及び通信料金等の一切の費用については、株主様のご負担となります。株主様ご利用のパソコン・スマートフォン等の不具合や、株主様ご自身の通信環境等を原因として、株主様がバーチャル出席できない場合や議決権等を行使できない場合もございますので、事前行使のうえご出席ください。

	PC		モバイル	
	Windows	Mac	Android	iOS
OS	Windows10以上	MacOS 最新版	AndroidOS 最新版	iOS 最新版
ブラウザ	Google Chrome, Microsoft Edge 最新版	Google Chrome, Safari 最新版	Google Chrome 最新版	Safari 最新版

## 2. 配信日時

**2025年6月26日（木曜日）午前11時**

※午前10時30分頃から配信開始予定です。

※通信障害等により本株主総会が開催できなかった場合、及び議長が本株主総会の延期又は続行を決定した場合には、予備日である2025年6月26日（木曜日）午後3時00分より、本株主総会を開催いたします。

### 3. 当日のご出席方法

アクセス先：<https://web.sharely.app/login/mixi-26>  
上記のURLをご入力いただくか、右図のQRコードを読み込み、  
ライブ配信ページにアクセスしてください。



※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

接続されましたら、議決権行使書用紙に記載されている「株主番号（議決権行使書用紙のログインID欄に記載の9桁の数字）」「郵便番号」「所有株式数」を画面表示に従って入力し、ログインしてください。

※議決権行使書をご投函いただく前に、「株主番号（議決権行使書用紙のログインID欄に記載の9桁の数字）」「郵便番号」「所有株式数」を必ずお手元にお控えください。なお、ログイン時に使用する「郵便番号」は、2025年3月末日時点での株主名簿に基づき設定しております。このため、一部の株主さまにつきましては、【議決権行使書に記載の／実際にお住いの】「郵便番号」と相違する場合がございますので、ご注意ください。

※ログインに関するご不明点につきましては、以下URLのFAQをご参照ください。  
<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/>

### 4. 当日の質問、動議の提出及び議決権行使の方法

#### (1) 当日の質問方法

ログイン後、「質問」ボタンより本株主総会の目的事項に関するご質問をお送りいただくことができます。

【受付期間】本株主総会の開始時刻から議長が指示する時刻まで受け付けます。

※ご質問は、お一人様3問まで、また、1問あたり150文字までとさせていただきます。

※本株主総会の進行上の都合やご質問の内容により、すべてのご質問にお答えできない場合がございます。  
あらかじめご了承ください。

#### (2) 動議の提出方法

ログイン後、議長の指示に従って、「動議」ボタンより動議の種類を選択し、動議の内容を入力のうえご送信ください。

#### (3) 当日の議決権行使方法

ログイン後、議長の指示に従って、「決議」ボタンより賛否をご入力ください。

事前に書面（郵送）又はインターネットによる議決権行使を行った株主様が当日ご出席された場合、当日の議決権行使を確認できた時点で、事前の議決権行使を無効とし、当日に最後に行使された内容を有効な議決権行使として取り扱うものとしますが、当日の議決権行使が確認できなかった場合、事前の議決権行使を有効なものとして取扱いますので、予めご了承ください。

## 5. 事前質問の方法

アクセス先：[https://web.sharely.app/e/mixi-26/pre\\_question](https://web.sharely.app/e/mixi-26/pre_question)  
上記のURLをご入力いただくか、右図のQRコードを読み込み、  
事前質問受付画面にアクセスしてください。

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。



以下の受付期間で事前質問をお受けいたしますので、「3.当日のご出席方法」に記載のアクセス方法に従って  
上記アクセス先にログイン後、「事前質問」フォームより本株主総会の目的事項に関するご質問をお送りくだ  
さい。

**【受付期間】** 2025年6月10日（火曜日）～2025年6月20日（金曜日）午後5時00分

※ご質問は1問あたり150文字までとさせていただきます。

※すべてのご質問に対してご説明することができない場合、議長の判断により、株主の皆様のご関心が高い事項について  
本株主総会当日にご説明させていただきます。あらかじめご了承ください。

## 6. 代理人による出席方法

議決権を有する他の株主様1名を代理人として、議決権を行使することができます。ご希望の株主様は、本  
株主総会に先立って当社に委任状のご提出が必要になりますので、委任状を以下の提出先までご送付くださ  
い。委任状の書式につきましては、「3.当日のご出席方法」に記載のアクセス方法に従ってログイン後、「資  
料一覧」ボタンよりダウンロードください。

<委任状の提出先>

〒150-6136 東京都渋谷区渋谷2-24-12 渋谷スクランブルスクエア36F  
株式会社MIXI 株主総会事務局宛

<ご提出期限>

2025年6月24日（火曜日）午後6時00分 必着

## 7. 本株主総会の出席に関する注意事項

- ・本株主総会では、通信障害対策が講じられたシステムを利用いたします。また、本株主総会当日に通信障害が生じた場合でも速やかに復旧可能な体制により運営いたします。
- ・通信障害対策として、インターネットの回線について主回線に加え予備回線を用意しております。また、通信障害等により本株主総会の議事に著しい支障が生じた場合、議長が本株主総会の延期又は続行を決定することができることとするため、その旨の決議を本株主総会の冒頭に行います。
- ・通信障害等により本株主総会が開催できなかった場合、及び議長が本株主総会の延期又は続行を決定した場合、予備日（2025年6月26日（木曜日）午後3時00分）に延会、継続会、又は本株主総会を開催いたします。この場合、その旨を当社ウェブサイト「お知らせ」にてお知らせいたします。
- ・議決権の行使をご希望の株主様のうち、インターネットを使用することに支障のある株主様におかれましては、お手元の議決権行使書用紙をご返信いただく方法により、事前に書面により議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。
- ・本株主総会当日は安定した配信に努めてまいります。通信環境の影響により、映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害が発生する可能性がございます。また、株主様の通信環境の影響による接続不良・遅延・音声のトラブルはサポートできかねますので、あらかじめご了承ください。
- ・バーチャルオンリー株主総会のご出席に関わる接続料金及び通信料等の一切の費用は株主様のご負担となります。
- ・映像や音声データの第三者への提供や公開での上映、転載・複製及びログイン方法を第三者に伝えること、またオンライン配信の様態を撮影することはお控えください。
- ・同様の質問等を繰り返し送信する、膨大な文字量のテキストデータの送信を繰り返す、本株主総会の目的事項と関係のない不適切な内容を含む質問等の送信を続けるなど、本株主総会の趣旨に反する場合や、議事の進行やバーチャルオンリー株主総会のシステムの安定的な運営に支障が生じると議長が判断した場合、議長の命令又は議長の指示を受けた事務局により、当該株主様との通信を強制的に遮断させていただく場合がございます。
- ・本株主総会において対応している言語は、日本語のみとなります。
- ・取得した個人情報につきましては、本株主総会に関する業務の目的以外に使用することはありません。
- ・今後の状況により、株主総会の運営について変更が生じる場合がございます。その場合には、当社ウェブサイト「株主総会関連資料」にてお知らせいたしますので、適宜ご確認くださいようお願い申し上げます。

## 8. 第26期定時株主総会 お問い合わせ窓口

Sharely株式会社 03-6683-7664

受付時間 2025年6月10日（火曜日）以降 午前10時から午後5時まで ※月曜日～金曜日（休日を除く）

ただし、配信日当日（6月26日（木曜日））は、午前10時～総会終了時まで

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 取締役7名選任の件

現在の取締役全員（7名）は、本総会終結のときをもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における地位及び担当	取締役会への 出席状況
1	再任 木村弘毅	代表取締役社長 上級執行役員	100% (16回/16回)
2	新任 島村恒平	上級執行役員	—
3	再任 村瀬龍馬	取締役 上級執行役員	100% (16回/16回)
4	再任 笠原健治	取締役 上級執行役員 Vantageスタジオ本部長	100% (16回/16回)
5	再任 藤田明久	取締役	100% (16回/16回)
6	再任 渡瀬ひろみ	取締役	100% (12回/12回)
7	新任 河合俊明	—	—

候補者  
番号

1 <sup>き</sup> <sup>むら</sup> <sup>こう</sup> <sup>き</sup>  
木村 弘毅

再任

生年月日	1975年12月9日生
所有する当社の株式数	1,355,574株
取締役在任年数	10年
取締役会出席状況	100% (16回/16回)



■ 略歴、地位及び担当

2003年 2 月	株式会社モバイルプロダクション入社	2015年 6 月	当社取締役
2005年 3 月	株式会社インデックス入社	2015年 8 月	当社エックスフラッグスタジオ本部長
2008年 6 月	当社入社	2017年 4 月	当社XFLAG事業本部本部長
2012年 8 月	当社プロダクト開発部プロダクトオーナー	2018年 4 月	当社執行役員
2013年11月	当社モンスタースタジオプロデューサー	2018年 6 月	当社代表取締役社長（現任）
2014年 4 月	当社モンスタースタジオ部長	2022年 4 月	当社上級執行役員（現任）
2014年11月	当社執行役員		
2015年 1 月	当社モンスタースタジオ本部長		

■ 取締役候補者とした理由

木村弘毅氏は、2014年に当社執行役員に就任して以来、強いリーダーシップを発揮し当社グループの業績向上に大きく貢献した実績があり、2018年6月の当社代表取締役就任後は、当社グループの企業価値向上に向けた取組みを牽引しております。当社取締役会といたしましては、当社グループのさらなる成長のために、同氏の優れたリーダーシップ、経営戦略策定・統括のスキル、事業戦略・マーケティング戦略に関する知見、コーポレート・ガバナンス推進力を当社取締役会の機能強化に活かすべく、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者  
番号

2

しま むら こう へい  
島村 恒平

新任



生年月日	1981年6月13日生
所有する当社の株式数	102,450株
取締役在任年数	0年
取締役会出席状況	-% (-回/-回)

#### ■ 略歴、地位及び担当

2004年 4月	株式会社USEN (現 株式会社 USEN-NEXT HOLDINGS) 入社	2016年 4月	当社入社
2008年 5月	IBMビジネスコンサルティングサービス株式会社 (現 日本アイ・ビー・エム株式会社) 入社	2017年10月	当社経営推進本部 経営企画室 室長
2011年10月	グリー株式会社 (現 グリーホールディングス株式会社) 入社	2019年 4月	当社経営企画本部 本部長
		2020年 4月	当社執行役員/経営推進本部 本部長
		2023年 3月	ビットバンク株式会社 社外取締役
		2023年 4月	当社上級執行役員 (現任)

#### ■ 取締役候補者とした理由

島村恒平氏は、経営企画及び経営管理をはじめとした当社管理部門の役職を歴任し、現任のCFOとして経理、財務、IRなどの機能を所管するとともに、当社グループの経営戦略立案や資本コスト経営の高度化のための豊富な知識と経験を有しております。当社取締役会といたしましては、当社グループのさらなる成長のために、同氏のこれらの知識と経験を、取締役会の機能強化、特に経営戦略の策定、組織・人材開発、M&A・PMI推進、財務・会計面でのリスクマネジメント推進、コーポレート・ガバナンス推進に活かすべく、取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者  
番号

3

むら せ たつ ま  
村瀬 龍馬

再任

生年月日	1985年9月13日生
所有する当社の株式数	331,474株
取締役在任年数	6年
取締役会出席状況	100% (16回/16回)



#### ■ 略歴、地位及び担当

2005年1月	株式会社イー・マーキュリー（現 当社）入社	2018年1月	当社XFLAG開発本部（現 開発本部） 本部長
2009年12月	株式会社KH2O 取締役	2018年4月	当社執行役員
2012年1月	有限会社キュー・ゲームス入社	2019年6月	当社取締役（現任）
2013年2月	当社入社	2021年1月	当社デザイン本部本部長
2014年5月	当社クロスファンクション本部 システム統括室 第2グループマネージャー	2022年4月	当社上級執行役員（現任）
2016年7月	当社エックスフラッグスタジオ本部 ゲーム開発室室長		

#### ■ 取締役候補者とした理由

村瀬龍馬氏は、開発部門をはじめとして当社技術部門の本部長職を歴任し、技術的な観点を軸とした豊富な知識と経験を有しております。当社取締役会といたしましては、当社グループのさらなる成長のために、同氏のこれらの知識や経験を、取締役会の機能強化、特に経営戦略の策定、組織・人材開発、技術・研究開発面からの経営推進、技術面でのリスクマネジメント推進に活かすべく、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者  
番号

4

かさ はら けん じ  
笠原 健治

再任

生年月日	1975年12月6日生
所有する当社の株式数	32,521,900株
取締役在任年数	26年
取締役会出席状況	100% (16回/16回)



#### ■ 略歴、地位及び担当

1999年6月	有限会社イー・マーキュリー（現 当社）設立 同社取締役	2011年4月	株式会社ミクシィ・リクルートメント （2022年社名変更：株式会社 MIXI RECRUITMENT）代表取締役
2000年10月	株式会社イー・マーキュリー（現 当社）に 組織変更 同社代表取締役社長	2011年7月	当社執行役員
2006年2月	株式会社ミクシィ（現 当社）に商号変更 当社代表取締役社長	2013年6月	当社取締役会長
2008年5月	上海明希網絡科技有限公司 董事長	2016年4月	当社Vantageスタジオ本部長（現任）
2008年10月	株式会社ネクスパス（現 株式会社トーチライト） 代表取締役	2018年4月	当社執行役員
		2021年6月	当社取締役（現任）
		2022年4月	当社上級執行役員（現任）

#### ■ 取締役候補者とした理由

笠原健治氏は、当社の創業者として長年代表取締役社長を務めていたことから、当社グループの経営及び業務全般に対し深い知識・経験を有しており、当社代表取締役社長退任後も、当社企業理念を体現する存在として、これまでに培った知識・経験をもとに当社の新規事業開発を牽引しております。当社取締役会といたしましては、当社グループのさらなる成長のために、同氏のこれらの知識や経験、また企業理念の深い理解を、取締役会の機能強化、特に経営戦略の策定、事業戦略・マーケティング戦略面や技術・研究開発面からの経営推進に活かすべく、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者  
番号

5

ふじ た あき ひさ  
藤田 明久

再任

社外

独立

生年月日	1965年11月17日生
所有する当社の株式数	0株
取締役在任年数	3年
取締役会出席状況	100% (16回/16回)



### ■ 略歴、地位及び担当

1991年 4月	株式会社電通 入社	2017年 6月	株式会社ぱど (現 株式会社中広メディアソリューションズ) 取締役副社長
1996年 7月	株式会社サイバー・コミュニケーションズ (現 株式会社CARTA COMMUNICATIONS) 取締役	2018年 6月	株式会社瀬戸内ブランドコーポレーション 代表取締役社長
2000年 6月	株式会社ディーツー コミュニケーションズ (現 株式会社D2C) 代表取締役社長	2021年 4月	株式会社瀬戸内ブランドコーポレーション 取締役
2010年 6月	株式会社電通デジタル・ホールディングス (現 株式会社電通イノベーションパートナーズ) 専務取締役	2022年 6月	インフォコム株式会社 社外取締役
2014年 6月	株式会社ぐるなび 代表取締役副社長	2022年 6月	当社取締役 (現任)
		2023年 5月	サインポスト株式会社 社外取締役 (現任)
		2024年 9月	株式会社リップス 社外取締役 (現任)

### ■ 重要な兼職の状況

サインポスト株式会社 社外取締役

### ■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

藤田明久氏は、広告事業・デジタルメディア事業及び観光関連事業等において経営者として企業経営に従事し、これまでの経歴から企業活動に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。そのことにより、当社グループの経営事項の決定及び業務執行等の監督について、適切な役割を果たせるものと判断しています。当社取締役会といたしましては、当社グループのさらなる成長のために、同氏のこれらの経験と知見を活かし、取締役会の機能強化、特に経営戦略の策定、事業戦略・マーケティング戦略面からの経営推進、M&A・PMIに関する提言、コーポレート・ガバナンス推進及び業務執行等の監督を行う役割を期待し、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものです。

### ■ 独立性に関する事項

藤田明久氏は、東京証券取引所が確保を義務付ける独立役員の属性として、同取引所が規定する項目のいずれにも該当しないこと、また、当社が2020年4月22日付で制定した独立性判断に関する基準の各項目のいずれにも該当しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、本総会において、同氏が再任された場合、引き続き同氏を独立役員として指定する予定であります。

候補者  
番号

6

わたせ ひろみ  
**渡瀬 ひろみ**  
(現姓：大塚)

再任

社外

独立

生年月日	1964年11月14日生
所有する当社の株式数	0株
取締役在任年数	1年
取締役会出席状況	100% (12回/12回)



### ■ 略歴、地位及び担当

1988年 4月	株式会社リクルート 入社	2018年 6月	株式会社商工組合中央金庫 社外取締役
2011年 4月	株式会社アールエリア設立 同社代表取締役 (現任)	2019年 9月	株式会社ディー・エル・イー 社外取締役 (現任)
2013年 4月	株式会社トライアムパートナーズ設立 同社代表取締役	2020年 4月	森ビル株式会社 虎ノ門ヒルズビジネスインキュベーションセンターARCH チーフインキュベーションオフィサー (現任)
2014年 6月	株式会社ぱど (現 株式会社中広メディアソリューションズ) 代表取締役	2021年 9月	開志専門職大学 客員教授 (現任)
2016年 5月	マックスパリュ西日本株式会社 (現 株式会社フジ) 社外取締役 (現任)	2022年 5月	株式会社カスミ 社外取締役 (現任)
2016年 6月	株式会社パートナーエージェント (現 タメニー株式会社) 社外取締役 (現任)	2022年 6月	学校法人 慈恵大学理事 (現任)
2017年 1月	株式会社トライアムパートナーズ 取締役	2024年 6月	当社取締役 (現任)
		2025年 2月	日置電機株式会社 社外取締役 (現任)

### ■ 重要な兼職の状況

株式会社アールエリア 代表取締役  
株式会社フジ 社外取締役  
株式会社ディー・エル・イー 社外取締役  
タメニー株式会社 社外取締役  
日置電機株式会社 社外取締役

### ■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

渡瀬ひろみ氏は、数多くの企業において経営者として企業経営に従事し、新規事業創出を主軸とした経営支援経験も多数有しており、企業活動に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。そのことにより、当社グループの経営事項の決定及び業務執行等の監督について、適切な役割を果たせるものと判断しております。当社取締役会といたしましては、当社グループのさらなる成長のために、同氏のこれらの経験と知見を活かし、取締役会の機能強化、特に経営戦略の策定、事業戦略・マーケティング戦略面からの経営推進、新規事業創出に関する提言、コーポレート・ガバナンス推進及び業務執行等の監督を行う役割を期待し、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものです。

### ■ 独立性に関する事項

渡瀬ひろみ氏は、東京証券取引所が確保を義務付ける独立役員の属性として、同取引所が規定する項目のいずれにも該当しないこと、また、当社が2020年4月22日付で制定した独立性判断に関する基準の各項目のいずれにも該当しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、本総会において、同氏が再任された場合、引き続き同氏を独立役員として指定する予定であります。

候補者  
番号

7

かわ い とし あき  
河合 俊明

新任

社外

独立

生年月日	1959年11月1日生
所有する当社の株式数	0株
取締役在任年数	0年
取締役会出席状況	-% (-回/-回)



#### ■ 略歴、地位及び担当

1982年4月	株式会社東京放送（現 株式会社 TBSホールディングス）入社	2015年4月	株式会社TBSテレビ 常務取締役
2012年4月	株式会社TBSテレビ 技術局長	2016年4月	株式会社TBSホールディングス 常務取締役
2013年4月	同社 執行役員 技術局長	2018年6月	同社 代表取締役専務取締役
2014年2月	同社 執行役員		株式会社TBSテレビ 代表取締役専務取締役
2014年3月	同社 取締役	2020年6月	株式会社TBSホールディングス 代表取締役
2014年4月	株式会社TBSホールディングス 執行役員		株式会社TBSテレビ 取締役副社長
2014年6月	同社 取締役	2024年6月	株式会社TBSテレビ エグゼクティブアドバイザー（現任）

#### ■ 重要な兼職の状況

なし

#### ■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

河合俊明氏は、メディア事業において経営者として企業経営に従事し、これまでの経歴から企業活動に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。そのことにより、当社グループの経営事項の決定及び業務執行等の監督について、適切な役割を果たせるものと判断しております。当社取締役会といたしましては、当社グループのさらなる成長のために、同氏のこれらの経験と知見を活かし、取締役会の機能強化、特に経営戦略の策定、事業戦略・マーケティング戦略面からの経営推進、組織・人材開発に関する提言、コーポレート・ガバナンス推進及び業務執行等の監督を行う役割を期待し、社外取締役候補者として選任をお願いするものです。

#### ■ 独立性に関する事項

河合俊明氏は、東京証券取引所が確保を義務付ける独立役員の属性として、同取引所が規定する項目のいずれにも該当しないこと、また、当社が2020年4月22日付で制定した独立性判断に関する基準の各項目のいずれにも該当しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断し、当社は、本議案が承認された場合、同氏を独立役員として指定し、届け出る予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の「所有する当社の株式数」には、当社役員持株会及び従業員持株会における持分を含めた実質所有株式数を記載しており、2025年3月31日現在のものであります。
3. 当社は、藤田明久氏及び渡瀬ひろみ氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する（賠償責任の限度額は金1万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額のいずれが高い額とする。）内容の責任限定契約を締結しております。本総会において、各氏が再任された場合、本契約を継続する予定であります。また、河合俊明氏の選任が承認された場合には、当社は同氏との間で当該契約を締結する予定です。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等が、その職務執行に起因して損害賠償請求がなされたことにより被る損害賠償額及び争訟（株主代表訴訟・第三者訴訟を含む。）に係る費用について、当該保険契約により填補することとしております。全ての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、2025年9月の更新時には同内容での更新を予定しております。
5. 社外取締役である藤田明久氏及び渡瀬ひろみ氏が在任中に、当社子会社である株式会社チャリ・ロトの前代表取締役及び元従業員が株式会社チャリ・ロトの取引先との間で不適切な資金のやり取りを行う事案が発生しました。藤田明久氏及び渡瀬ひろみ氏が当該事案の発生予防のために行なった行為及び発生後の対応として行なった行為の概要については事業報告「6.社外役員に関する事項」に記載しています。
6. 渡瀬ひろみ氏は、戸籍上の氏名は大塚ひろみ氏ですが、職務上使用している氏名で表記しております。

## 第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、その選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者	かん ばら <b>神原 あゆみ</b>	<b>社外</b>	<b>独立</b>
生年月日	1979年5月19日生		
所有する当社の株式数	0株		
監査役在任期間	0年		
取締役会出席状況	-% ( -回 / -回)		
監査役会出席状況	-% ( -回 / -回)		



### ■ 略歴及び地位

- 2009年12月 弁護士登録
- 2010年1月 弁護士法人松尾総合法律事務所 入所
- 2022年1月 弁護士法人松尾総合法律事務所 パートナー（現任）
- 2023年7月 株式会社オッドナンバー 社外監査役（現任）  
辰野株式会社 監査役（現任）

### ■ 補欠監査役候補者とした理由

神原あゆみ氏は、弁護士として培われた企業法務、訴訟等に関する専門的な知識及び豊富な経験を有していることから、これらの経験・知識等を当社の監査体制に活かすべく、補欠監査役としての選任をお願いするものです。なお、同氏は過去に会社の経営に関与したことはありませんが、前述の実務経験を有することなどを勘案し、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

### ■ 独立性に関する事項

神原あゆみ氏は、東京証券取引所が確保を義務付ける独立役員としての属性として、同取引所が規定する項目のいずれにも該当しないこと、また、当社が2020年4月22日付で制定した独立性判断に関する基準の各項目のいずれにも該当しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断し、当社は、同氏が監査役に就任した場合、同氏を、独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 神原あゆみ氏が監査役に就任された場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する（賠償責任の限度額は金1万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。）内容の責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等が、その職務執行に起因して損害賠償請求がなされたことにより被る損害賠償額及び争訟（株主代表訴訟・第三者訴訟を含む。）に係る費用について、当該保険契約により填補することとしております。神原あゆみ氏が監査役に就任された場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

【ご参考】本定時株主総会後の取締役・監査役のスキルマトリックス

各取締役候補者・監査役の保有するスキルのうち、当期に特に発揮を期待するものは以下のとおりです。なお、各期の方針に基づき見直しを行っております。

役職 氏名		取締役						監査役			
		木村 弘毅	島村 恒平	村瀬 龍馬	笠原 健治	藤田 明久 社外 独立	渡瀬 ひろみ 社外 独立	河合 俊明 社外 独立	西村 裕一郎 社外 独立	上田 望美 社外 独立	高山 清子 社外 独立
男性●/女性●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
当社が特に期待するスキル及びその概要	経営戦略	●	●	●	●	●	●	●			
	事業戦略・マーケティング戦略	●			●	●	●	●			
	組織・人材開発		●	●				●			
	M&A・PMI		●			●					
	技術・研究開発			●	●		●				
	リスクマネジメント		● 財務・会計	● 技術					● 人事	● 法務・コンプライアンス	● 財務・会計
	コーポレート・ガバナンス	●	●			●	●	●	●	●	●

(注) 1. 上記一覧表には、現任の監査役も含まれております。

各スキルに特に関連するマテリアリティはそれぞれ以下のとおりです。

スキル	マテリアリティ								
	機会			リスク			コーポレート		
	コミュニケーションの場と機会の創出	イノベーションの促進	地域社会との共生	健全なITサービスの運営	安全・安心なスポーツイベントの運営	情報セキュリティとプライバシー	ダイバーシティ、イティ&インクルージョン	ガバナンス強化	
経営戦略	●	●	●	●	●	●	●	●	●
事業戦略・マーケティング戦略	●	●	●						
組織・人材開発	●	●					●		
M&A・PMI	●	●	●	●	●				●
技術・研究開発		●		●		●			
リスクマネジメント				●	●	●		●	●
コーポレート・ガバナンス								●	●

(注) 1. 当社は、企業活動を通して実践するテーマとして8つのマテリアリティ（当社が取り組むべき重要な社会課題）を設定しております。詳細については、当社ウェブサイト（<https://mixi.co.jp/sustainability/>）をご参照ください。

【ご参考】 当社の独立性判断基準について

当社は、証券取引所が定める「独立性基準」に加え、社外役員又は社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有していると判断することとしております。

- (1) 当社及び当社子会社の業務執行者
- (2) 当社の定める基準を超える取引先（注1）の業務執行者
- (3) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注2）を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- (4) 当社の主要株主（注3）、又は、当該主要株主における業務執行者
- (5) 当社の主要な借入先や取引銀行における業務執行者
- (6) 当社の主幹事証券における業務執行者
- (7) 当社の監査法人における業務執行者
- (8) 上記（1）～（3）の近親者（注4）
- (9) 過去3年間において（1）～（7）に該当していた者

注1：「当社の定める基準を超える取引先」とは、当社との取引が当社連結売上高の2%を超える取引先を指しません。

注2：「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の総額が、個人の場合は1事業年度につき1,000万円以上、団体の場合は連結売上高の2%を超えることをいいます。

注3：「主要株主」とは、金融商品取引法第163条第1項に規定される「自己又は他人（仮設人を含む。）の名義をもって総株主等の議決権の百分の十以上の議決権（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。）を保有している」株主を指します。

注4：「近親者」とは二親等以内の親族をいいます。

【ご参考】コーポレート・ガバナンスに対する考え方及び体制

● コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを企業価値の最大化を目指すための経営統治機能と位置づけております。このため、当社は事業の拡大に対応して、適宜、組織の見直しを行い、各事業の損益管理、職務権限と責任の明確化を図っております。会社の意思決定機関である取締役会の機能充実、監査役及び監査役会による取締役の職務執行に対する監視機能の充実、職務遂行上の不正を防止する内部統制機能の充実を図ることに注力しております。

また、当社は、継続して経営の透明性や公正性を高めるために、法定開示書類の提示を適切に行うとともに、当社ウェブサイト等を利用したIR活動を積極的に実施する方針であります。

なお、コーポレート・ガバナンス報告書は、当社ウェブサイト (<https://mixi.co.jp/sustainability/materiality/governance/overview/>) に掲載しております。

● コーポレート・ガバナンス体制

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、以下のとおりです。

■ 取締役及び取締役会

第1号議案が承認可決されますと、当社取締役会は、社内取締役4名（うち女性0名）、社外取締役3名（うち女性1名）の計7名で構成されます。原則として毎月1回定期的に取締役会を開催し、迅速かつ効率的な意思決定を行う体制としております。また、取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を1年としております。

当事業年度において取締役会は16回実施され、法令又は社内規程に定める重要な業務執行の決定（株主還元方針の策定、大型M&Aの実行、子会社における不正事案を踏まえた再発防止策の策定、執行体制の構築、職務権限規程等の重要な規程の改定等）の他、サクセッションプランの一環としてCEO人材要件の策定、経営戦略及び執行状況の報告を踏まえた議論を行いました。加えて、取締役会の戦略・監督関連機能の強化の方針の下、俯瞰的・戦略的観点を重視した定期モニタリング項目の構成の見直し、付議資料の質の向上等により議論の充実に努めました。また、投資家とのコミュニケーション状況及びサステナビリティに関する取り組み状況についてのモニタリングを定期的の実施いたしました。

なお、当事業年度における取締役会への出席状況は以下のとおりです。

議長	(社内取締役) : 木村 弘毅	100% (16/16回)
	(社内取締役) : 大澤 弘之	100% (16/16回)
	(社内取締役) : 村瀬 龍馬	100% (16/16回)
	(社内取締役) : 笠原 健治	100% (16/16回)
	(社外取締役) : 嶋 聡	100% (16/16回)
	(社外取締役) : 藤田 明久	100% (16/16回)
	(社外取締役) : 渡瀬 ひろみ	100% (12/12回)

- (注) 1. () 内は、出席回数／在任中の開催回数を示しています。  
2. 社外取締役の3名全員が独立役員に指定されています。

■ 経営会議

当社経営会議は、社内取締役を主たる構成員とする会議体であり、事業運営に係る重要な討議や意思決定を行っております。原則として毎週1回定期的に開催しておりますが、必要がある場合には随時開催することとしております。なお、経営会議の内容は、適宜社外役員に共有しております。

■ 監査役会

当社監査役会は、独立性を有する社外監査役3名（うち女性2名）で構成されております。内部監査（人又は室）及び会計監査人らと連携しながら年度計画に基づく監査を実施し、当該監査結果及び内容について月1回以上開催する監査役会で協議の上、取締役会又は取締役に対し適宜意見を述べ経営の健全性・効率性が確保されるよう努めます。

■ 指名・報酬委員会

当社は、取締役（社外取締役を除く）の個別の人事案に関する事項や報酬等に関する事項について、取締役会における審議に先立ち、社外取締役の意見・助言を得ることで透明性及び客観性を強化することを目的に、指名・報酬委員会を設置しております。

指名・報酬委員会の審議範囲は以下のとおりです。

- (1) 取締役の個別の人事案（選任・解任に関する事項を含む）及び人事に関する基本方針案
- (2) 取締役の報酬制度に関する基本方針案
- (3) 取締役の報酬枠案（算定方法を含む）
- (4) 取締役の個人別の具体的報酬額案（算定方法を含む）
- (5) その他取締役社長からの諮問事項

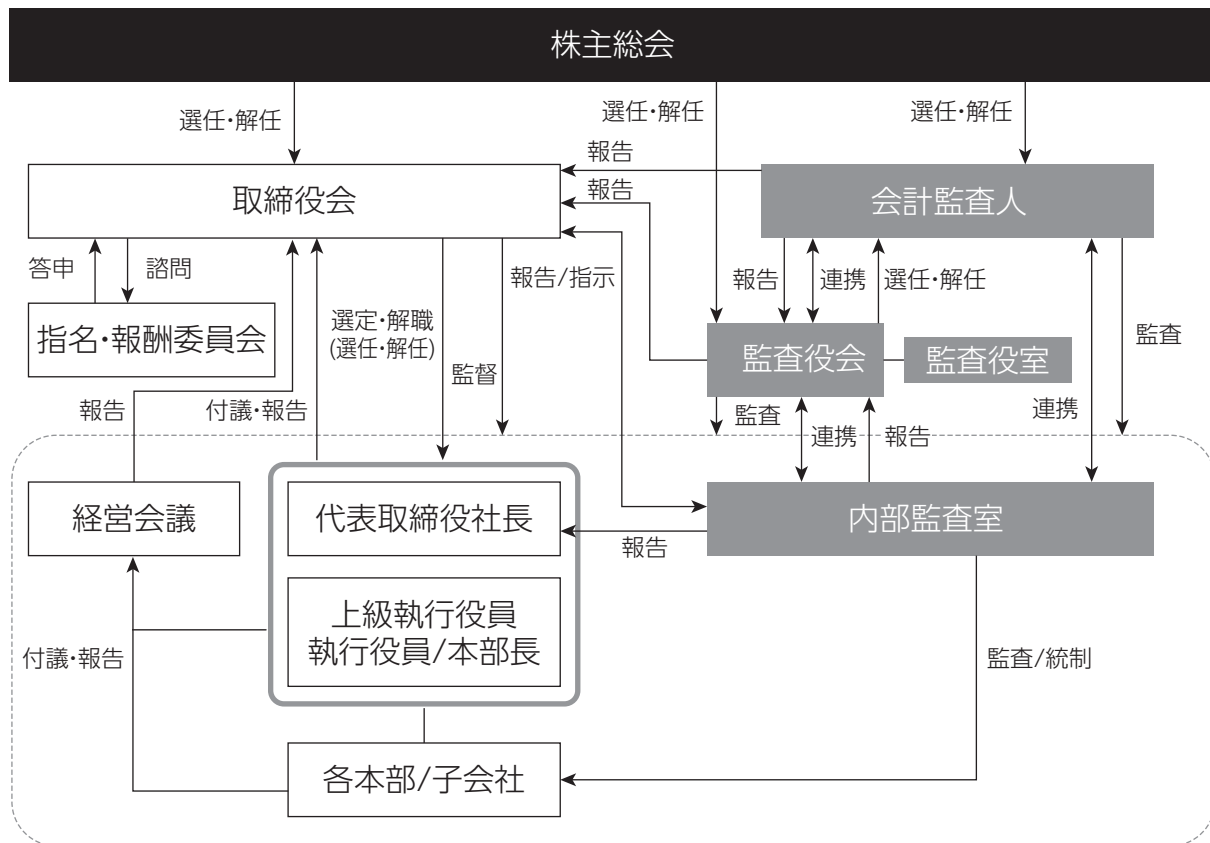
当事業年度において、指名・報酬委員会は4回開催され、取締役の評価、取締役の個別の人事案、取締役の個人別報酬額案、取締役の報酬構成に関する審議を行い、また上級執行役員・執行役員・CxOの個別の人事案、サクセッションプランの取り組みについても協議を行いました。

なお、当事業年度における指名・報酬委員会は、次の5名（委員長として代表取締役社長、委員として社外取締役3名全員及びその他社内取締役1名）で構成されており、各委員の出席状況は以下のとおりです。

<指名・報酬委員会の委員構成>

委員長（社内取締役）	：木村 弘毅	100%（4/4回）
委員（社外取締役）	：嶋 聡	100%（4/4回）
委員（社外取締役）	：藤田 明久	100%（4/4回）
委員（社外取締役）	：渡瀬 ひろみ	100%（3/3回）
委員（社内取締役）	：大澤 弘之	100%（4/4回）

（注）1. () 内は、出席回数／在任中の開催回数を示しています。



● 取締役会の実効性評価

当社では、取締役会の機能を向上させ、ひいては企業価値を高めることを目的として、取締役会の実効性につき、自己評価・分析を毎年継続的に実施しております。

■ 取締役会実効性評価の方法

2025年1月～2025年2月に取締役会の構成員である全ての取締役・監査役を対象にアンケートを実施いたしました。外部機関への直接回答の方法を採ることで匿名性を確保いたしました。外部機関からの集計結果の報告を踏まえ、2025年4月の定時取締役会において、分析・議論・評価を行いました。

<アンケートの主要項目>

- ・取締役会の構成
- ・取締役会の運営
- ・取締役会の議論
- ・取締役会のモニタリング機能
- ・取締役・監査役に対する支援体制
- ・株主（投資家）との対話

■ 取締役会の実効性に関する自己分析・評価結果の概要

アンケートの回答からはおおむね肯定的な評価が得られており、取締役会全体の実効性が確保されているものと自己評価いたしました。特に、下記の点が高く評価されています。

- ・取締役会の開催頻度・審議時間は適切に確保されており、自由闊達で建設的な議論や意見交換がなされている
- ・取締役会は、経営戦略や経営計画が、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出にどのように整合しているかについて認識した上で十分に議論を行っている
- ・財務面において十分に裏付けされた報告、株主・投資家との対話内容のフィードバックなど、取締役・監査役職務執行に必要な情報が提供されている
- ・取締役会は、代表取締役社長や経営会議（社内取締役を主たる構成員とする執行に関する会議体）等への権限委譲が妥当である事項を適切に委任しており、取締役会の審議に必要な時間を十分に確保している
- ・経営会議での業務執行の決定は、経営戦略に則っている

これらに留まらず、前事業年度における取締役会評価との比較において、改善に向けて重点的に取り組んだ事項を中心に全般的な評点の向上が見られ、改善活動を通じ、取締役会の機能が適切に発揮されていることを確認いたしました。一方で、取締役会による子会社のモニタリング体制や、グループ全体におけるリスク検知の仕組みについては改善の余地があるとの意見が見られ、改善策を講じる必要があると認識しております。

■ 取締役会の実効性向上に向けた当事業年度の取り組み

取締役会及び取締役会事務局は、前事業年度の実効性評価の結果を踏まえ、以下の点に取り組みました。

- ・会議長時間化の是正  
前年度より引き続き、取締役会から経営会議等への権限委譲が適切と考えられる事項について委譲を進め、取締役会での議題数を削減することで、各回の開催時間を適正化するとともに、取締役会で審議すべき各議題について十分に議論する時間を確保いたしました。また、各議題については経営会議等で事前に審議し、その審議内容を取締役会にて議長より共有することで、議論の効率化を促進いたしました。
- ・付議資料の改善／情報共有手法の改善  
前年度より引き続き、各議題の概要や論点を事前に共有することで、取締役・監査役の理解の促進に努めました。また、取締役会とは別に議論の場を四半期に一度設け、経営戦略や取締役会への上程を予定している議題等について情報共有するとともに、それらの議題についてより深く議論するための時間を確保いたしました。

- ・戦略に関する議論の強化／中長期での成長に向けた議論の充実  
進行中の中期経営計画の進捗に関する定期的なモニタリングを実施し、中長期的な企業価値の向上に向けた議論を強化いたしました。あわせて、収益性や資本効率を重視した経営の実現に向け、ROEを十分に意識した経営計画の策定、戦略的な意思決定を推進するとともに、株主資本コストを意識した株主還元方針を策定しました。
- ・財務リスク情報共有の早期化  
減損等に関する子会社／関連会社のリスク情報の早期把握に向けて部門間の連携を強化し、取締役会に四半期ごとに報告しました。

■ 今後の取り組み

今後については、効果的な情報提供体制の確立や中長期での成長に向けた議論の充実に継続して取り組むとともに、グローバル展開を見据えた経営の推進の必要性や子会社において不正事案が発生したことを踏まえ、当社に適した取締役会のあり方の模索及びグループガバナンスに関するモニタリングの強化を重点的に取り組むべき課題として認識しております。

今回の評価結果を踏まえ、引き続き取締役会全体の実効性の向上に努めてまいります。

● 取締役の選任方針及び指名手続き

当社は、取締役（社外取締役を除く）候補選任に関する方針を以下のとおり定めております。

- 取締役（社外取締役を除く）の人事案については、取締役がその役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランスよく備え、取締役会の多様性と適正規模を両立させる形で構成されるよう留意するものとする。
- 取締役（社外取締役を除く）のうち、業務執行を担当する者の人事案については、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように、先見性のある、的確・適切かつ迅速に経営判断・業務の執行を行うことができる者を選任するよう留意するものとする。

取締役（社外取締役を除く）候補者は、この方針に従って選定し、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会決議により決定しております。

社外取締役候補者の指名については、知識・経験・能力を全体としてバランスよく備え、取締役会の多様性と適正規模を両立させる形で構成されるよう留意しております。

● 役員報酬決定の方針及び手続き

事業報告の「4.会社役員に関する事項」における「4.報酬の決定方針に関する事項」に記載の内容をご確認ください。

## 1 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の売上高は154,847百万円（前連結会計年度比5.4%増）となりました。また、営業利益は26,600百万円（前連結会計年度比38.7%増）、経常利益は26,511百万円（前連結会計年度比69.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は17,601百万円（前連結会計年度比148.5%増）となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

#### 【事業セグメント別の売上高】

事業区分	第25期		第26期		前年同期比 増減率(%)
	売上高 (百万円)	構成比(%)	売上高 (百万円)	構成比(%)	
デジタルエンターテインメント事業	98,830	67.3	94,082	60.8	△4.8
スポーツ事業	32,916	22.4	40,206	26.0	22.1
ライフスタイル事業	13,418	9.1	14,795	9.6	10.3
投資事業	1,472	1.0	5,696	3.7	286.9
調整額	230	0.2	66	0.0	△71.0
合 計	146,868	100.0	154,847	100.0	5.4

(注) 調整額には各セグメントに配分していない全社売上が含まれております。

(事業セグメントの利益の測定方法)

事業セグメントの利益の測定方法は、減価償却費及びのれん償却額を考慮しない営業利益ベースの数値（EBITDA）としております。

## デジタルエンターテインメント事業

デジタルエンターテインメント事業は、スマートデバイス向けゲーム「モンスターストライク」を主力として収益を上げております。当連結会計年度におきましては、「モンスターストライク」は、ARPUが増加したものの、前年に10周年施策の実施があったため相対的にMAUが減少し、前連結会計年度と比較して売上が減少しております。なお、前年は10周年施策コストの計上があったことや、事業撤退によるコスト削減により、セグメント利益は増加しております。

この結果、当事業の売上高は94,082百万円（前連結会計年度比4.8%減）、セグメント利益は44,287百万円（前連結会計年度比15.0%増）となりました。

## スポーツ事業

スポーツ事業では、ベッティング事業、観戦事業への投資を行っております。ベッティング事業におきましては、スポーツベッティングサービス「TIPSTAR」及び株式会社チャリ・ロトでオンライン車券販売高が増加し、前連結会計年度と比較して、売上を順調に拡大しております。観戦事業におきましては、FC東京の物販及び千葉ジェッツのチケット販売が好調であったことや、前年に当社の一部サービス終了による一時的な費用計上があったことにより、セグメント利益が増加しております。なお、千葉ジェッツがホームアリーナとして利用する「LaLa arena TOKYO-BAY」が2024年4月に竣工し、5月にお披露目イベントを実施しました。

この結果、当事業の売上高は40,206百万円（前連結会計年度比22.1%増）、セグメント利益は1,999百万円（前連結会計年度はセグメント損失125百万円）となりました。

## ライフスタイル事業

ライフスタイル事業では、家族向け写真・動画共有アプリ「家族アルバム みてね」、サロンスタッフ直接予約アプリ「minimo」、SNS「mixi」「mixi2」を中心に各種サービスを運営しております。「家族アルバム みてね」におきましては、注力商材（みてねプレミアム、写真プリント、みてねみまもりGPS）が好調であったことから売上を順調に拡大しております。引き続き海外ユーザー獲得のためのプロモーション及び体制強化への投資を積極的に行っておりますが、売上伸長によりセグメント損失は縮小しております。

この結果、当事業の売上高は14,795百万円（前連結会計年度比10.3%増）、セグメント損失は128百万円（前連結会計年度はセグメント損失682百万円）となりました。

## 投資事業

投資事業では、当社及び当社の連結子会社において、スタートアップやベンチャーキャピタルへの出資を行っております。当連結会計年度においては、タイミー株式の一部売却や、出資するファンドの損益取込みを行いました。

この結果、当事業の売上高は5,696百万円（前連結会計年度比286.9%増）、セグメント利益は1,981百万円（前連結会計年度はセグメント利益105百万円）となりました。

## 2. 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分		第23期 (2022年3月期)	第24期 (2023年3月期)	第25期 (2024年3月期)	第26期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売上高	(百万円)	122,030	146,867	146,868	154,847
経常利益	(百万円)	17,626	18,250	15,669	26,511
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	10,262	5,161	7,082	17,601
1株当たり当期純利益	(円)	139.85	70.87	99.71	255.43
総資産額	(百万円)	218,056	222,321	207,342	225,544
純資産額	(百万円)	186,056	183,463	175,730	181,333
1株当たり純資産額	(円)	2,524.13	2,480.51	2,466.38	2,641.26

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。

2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。

3. 第24期において「投資事業」を主たる事業として独立区分し報告セグメントとしたことによる表示方法の変更を行っており、第23期の財務数値については遡及適用後の数値を記載しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分		第23期 (2022年3月期)	第24期 (2023年3月期)	第25期 (2024年3月期)	第26期 (当事業年度) (2025年3月期)
売上高	(百万円)	102,598	118,617	114,922	118,052
経常利益	(百万円)	16,827	25,579	18,544	25,934
当期純利益	(百万円)	8,299	7,476	7,319	16,107
1株当たり当期純利益	(円)	113.10	102.64	103.04	233.75
総資産額	(百万円)	200,470	206,171	189,025	200,110
純資産額	(百万円)	183,230	182,873	175,175	179,219
1株当たり純資産額	(円)	2,504.69	2,490.59	2,475.69	2,628.81

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。

2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。

3. 第24期において「投資事業」を主たる事業として独立区分し報告セグメントとしたことによる表示方法の変更を行っており、第23期の財務数値については遡及適用後の数値を記載しております。

### 3. 対処すべき課題

国内のモバイルゲーム市場の成長率は逡減しておりますが、依然として巨大な市場規模を維持し、話題性の高い新規ゲームが時折市場を席卷するなど、引き続き魅力的な市場となっております。公営競技市場においては、インターネット経由の販売高の成長率が落ち着きつつありますが、市場としては引き続き現状規模を維持又は緩やかに拡大すると想定しております。また、子供関連市場は、国内で出生数の低下はある一方で、祖父母から孫への支出（6ポケット）の増加等により成長しております。加えて、海外におきましては、引き続き高いポテンシャルを保持しており、ビジネスチャンスのある市場と認識しております。

このような環境下、当社グループではデジタルエンターテインメント事業の収益規模を維持拡大しつつ、スポーツ事業やライフスタイル事業において第二、第三の収益の柱となる事業を創出し、サステナブルな収益基盤を構築していくことが、対処すべき課題であると認識しております。

デジタルエンターテインメント事業におきましては、引き続き国内において「モンスターストライク」の企画、マーケティング、メディアミックス施策をより強化し、ユーザーの利用拡大及び収益基盤の強化に取り組んでまいります。また、海外では成長著しい新興国市場であるインド市場に「モンスターストライク」をリリースする準備を進めてまいります。

スポーツ事業におきましては、ソーシャルベッティングサービスとしてユニークなポジションを築きつつある「TIPSTAR」をブラッシュアップし、他社との差別化を図ってまいります。加えて、連結子会社である株式会社チャリ・ロト、株式会社ネットドリーマーズ両社の事業成長や、各社サービスのより一層のシナジー創出を行うことで、さらなる成長を目指してまいります。また、海外におきましては、「TIPSTAR」が日本国内で培った差別化要素を武器として、豪州ベッティング市場でのシェア獲得を目指してまいります。

ライフスタイル事業では、引き続き「家族アルバム みてね」の国内外における経済圏の拡大や、「minimo」の成長を目指してまいります。また、2024年12月にリリースした新しいSNS「mixi2」については、中期的に当社の柱となるサービスに成長させてまいります。

当社の連結子会社である株式会社チャリ・ロトの前代表取締役及び元従業員が取引先との間で不適切な資金のやり取りを行っていた疑義が2024年10月下旬に判明いたしました。これを受けて、2024年10月30日に外部の専門家から構成される調査チームを組成して調査を行い、2024年12月26日に調査報告書を受領しております。

本件について、株主・投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には、多大なるご心配とご迷惑をお掛けいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

当社グループは調査チームからの再発防止策の提言を踏まえ、再発防止策を策定・実行しております。

#### 4. 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

事業区分	事業内容
デジタルエンターテインメント事業	スマートデバイス向けゲームを中心としたサービスの提供
スポーツ事業	プロスポーツチーム運営及びソーシャルベッティングサービスの提供
ライフスタイル事業	インターネットを活用した人々の生活に密着したサービスの運営
投資事業	スタートアップやベンチャーキャピタルへの出資

#### 5. 主要な営業所 (2025年3月31日現在)

当社	本社	東京都渋谷区
----	----	--------

#### 6. 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

##### ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,717名 (447名)	72名増 (7名減)

(注) 上記従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、契約社員を含む) は、当連結会計年度の平均人員を ( ) 外数で記載しております。

##### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,259名 (60名)	14名増 (9名減)	37.4歳	5.8年

(注) 上記従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、契約社員を含む) は、当事業年度の平均人員を ( ) 外数で記載しております。

#### 7. 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	11,020百万円

#### 8. 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施した設備投資の総額は6,483百万円であります。その主なものは、株式会社チャリ・ロトによる競輪場再整備費用2,773百万円、株式会社TOKYO-BAYアリーナマネジメントによるアリーナ内装工事関連費用1,476百万円であります。

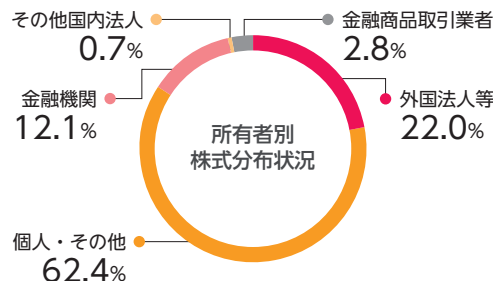
## 2 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 264,000,000株

2. 発行済株式の総数 73,730,850株  
(自己株式5,967,604株を含む)

3. 株主数 17,118名

### 4. 大株主 (上位10名)



株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
笠原 健治	32,521,900	47.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	6,302,000	9.30
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,785,400	2.63
木村 弘毅	1,349,200	1.99
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,263,204	1.86
THE BANK OF NEW YORK 133612	1,086,600	1.60
BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT	980,780	1.45
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	840,884	1.24
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	728,678	1.08
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	672,200	0.99

(注) 1. 持株比率は、自己株式 (5,967,604株) を控除して計算し、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。  
2. 木村 弘毅の持株数には役員持株会における持株数を含めておりません。

## 5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、2023年6月21日開催の当社第24期定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。2024年6月26日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年7月17日付で取締役 (社外取締役を除く) 3名に対し、自己株式57,600株の処分を行いました。

### 3 会社の新株予約権等に関する事項

#### 1. 当事業年度末日に当社役員が保有する新株予約権等の状況

名称	第13回新株予約権	第14回新株予約権	第15回新株予約権
決議年月日	2016年8月5日	2017年8月8日	2018年8月9日
区分及び保有者数	取締役1名 (社外取締役を除く)	取締役1名 (社外取締役を除く)	取締役2名 (社外取締役を除く)
新株予約権の数	470個 (注) 1	285個 (注) 1	1,208個 (注) 1
目的となる株式の種類及び数	普通株式 47,000株 (注) 1	普通株式 28,500株 (注) 1	普通株式 120,800株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1円 (注) 2	1円 (注) 2	1円 (注) 2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	1,898円	3,944円	1,380円
新株予約権の行使期間	自 2016年8月30日 至 2046年8月29日	自 2017年8月30日 至 2047年8月29日	自 2018年8月30日 至 2048年8月29日
新株予約権の行使の条件	(注) 3	(注) 3	(注) 3

名称	第17回新株予約権	第19回新株予約権	第21回新株予約権
決議年月日	2019年6月26日	2020年6月26日	2021年6月25日
区分及び保有者数	取締役3名 (社外取締役を除く)	取締役3名 (社外取締役を除く)	取締役3名 (社外取締役を除く)
新株予約権の数	2,224個 (注) 1	1,963個 (注) 1	986個 (注) 1
目的となる株式の種類及び数	普通株式 222,400株 (注) 1	普通株式 196,300株 (注) 1	普通株式 98,600株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1円 (注) 2	1円 (注) 2	1円 (注) 2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	928円	1,066円	1,576円
新株予約権の行使期間	自 2019年7月17日 至 2049年7月16日	自 2020年7月14日 至 2050年7月13日	自 2021年7月13日 至 2051年7月12日
新株予約権の行使の条件	(注) 3	(注) 3	(注) 3

名称	第23回新株予約権
決議年月日	2022年6月28日
区分及び保有者数	取締役3名 (社外取締役を除く)
新株予約権の数	932個 (注) 1
目的となる株式の種類及び数	普通株式 93,200株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1円 (注) 2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	1,081円
新株予約権の行使期間	自 2022年7月14日 至 2052年7月13日
新株予約権の行使の条件	(注) 3

(注) 1. 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整後に生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

2. 当社が新株予約権発行後、合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に公告又は通知する。ただし、当該適用日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

3. (1) 新株予約権者は、上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日（ただし、①当社取締役会が、当社の取締役の地位のみならず当社の上級執行役員又は執行役員の地位のいずれの地位も喪失した日と別に定める場合は、当該日とし、②下記(2) ①ただし書きにて募集新株予約権の行使が認められる場合は、当社の監査役、上級執行役員、執行役員、従業員又は当社子会社の取締役、監査役、上級執行役員、執行役員、従業員の地位のいずれの地位をも喪失した日とする。）の翌日以降10日間に限り、募集新株予約権を行使することができる。

(2) 前号に関わらず、以下の事由に該当する場合には、新株予約権者は、募集新株予約権を行使することができないものとする。

- ① 新株予約権者の当社の取締役の在任期間が3年未満であるとき。ただし、当社の取締役の地位の喪失後、当社の監査役、上級執行役員、執行役員、従業員又は当社子会社の取締役、監査役、上級執行役員、執行役員、従業員の地位にある場合で、当社取締役会が募集新株予約権の行使を認めた場合は除く。
  - ② 新株予約権者が、当社若しくは当社子会社の取締役、監査役を解任された場合又は当社若しくは当社子会社の従業員（上級執行役員又は執行役員である場合を含む。）として懲戒解雇、諭旨退職又はそれと同等の処分を受けた場合
  - ③ 新株予約権者が、会社法第331条第1項第3号又は第4号に該当した場合
  - ④ 新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権総数引受契約書」に違反した場合、又は、当社との間の信頼関係を著しく損なう行為を行ったと当社の取締役会が認めた場合
  - ⑤ 新株予約権者が、書面により募集新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
- (3) 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その者の相続人は、被相続人たる新株予約権者が前号のいずれかの事由に該当していないことを条件として、第1号の定めにかかわらず、当該被相続人が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。
- (4) 新株予約権者が募集新株予約権を行使する場合は、保有する全ての募集新株予約権を一括して行使するものとする。
- (5) その他の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権総数引受契約書」に定めるところによる。

## 2. 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## 4 会社役員に関する事項

### 1. 取締役及び監査役の氏名等 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 上級執行役員	木村 弘毅	
取締役 上級執行役員	大澤 弘之	人事本部本部長
取締役 上級執行役員	村瀬 龍馬	
取締役 上級執行役員	笠原 健治	Vantageスタジオ本部長
取締役	嶋 聡	株式会社アイモバイル 社外取締役
取締役	藤田 明久	サインポスト株式会社 社外取締役
取締役	渡瀬 ひろみ	株式会社アーレア 代表取締役 株式会社フジ 社外取締役 タメニー株式会社 社外取締役 株式会社ディー・エル・イー 社外取締役 日置電機株式会社 社外取締役
常勤監査役	西村 裕一郎	
監査役	上田 望美	紀尾井坂テーミス総合法律事務所 パートナー アンリツ株式会社 社外取締役
監査役	高山 清子	高山清子公認会計士事務所 代表 株式会社SHOEI 社外取締役

- (注) 1. 取締役嶋聡氏、取締役藤田明久氏及び取締役渡瀬ひろみ氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役西村裕一郎氏、監査役上田望美氏及び監査役高山清子氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役西村裕一郎氏は、長年にわたり人事及び総務の経験を重ねてきており、管理業務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役上田望美氏は、弁護士の資格を有しており、法律及びコンプライアンスに関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役高山清子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役嶋聡氏、取締役藤田明久氏、取締役渡瀬ひろみ氏、常勤監査役西村裕一郎氏、監査役上田望美氏及び監査役高山清子氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
7. 上記社外取締役、社外監査役が役員等を兼務する他の法人等と当社との間に特別な関係はありません。

## 2. 当事業年度中に辞任又は解任された取締役及び監査役

該当事項はありません。

## 3. 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	対象となる 役員の員数	報酬等の種類別の額			報酬等の総額
		基本報酬	株式基本報酬	成果報酬	
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (4名)	148百万円 (27百万円)	79百万円	149百万円	378百万円 (27百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (4名)	29百万円 (29百万円)	—	—	29百万円 (29百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等限度額は、2016年6月28日開催の第17期定時株主総会、及び、これに対する2023年6月21日開催の第24期定時株主総会における変更により、月例報酬と株式報酬（譲渡制限付株式）を付与するための金銭報酬債権を併せて年額1,000百万円以内（うち社外取締役分100百万円以内）と決議いただいております。なお、2023年6月21日開催の第24期定時株主総会の決議に係る取締役の員数は7名（うち社外取締役の員数は3名）となります。また、当該報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 監査役の報酬等限度額は、2004年8月26日開催の臨時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。なお、当該決議に係る監査役の員数は1名となります。
4. 非金銭報酬として取締役に対して譲渡制限付株式報酬を交付しております。当該株式報酬の交付状況は事業報告の「2. 会社の株式に関する事項」における「5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。なお、譲渡制限付株式の割当は各事業年度において当社普通株式30万株を上限とし、また、譲渡制限付株式の割当を受ける取締役は当社との間で、割当を受けた取締役が譲渡制限付株式の交付日から最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社及び当社子会社並びに関係会社の取締役、上級執行役員、執行役員、使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、これらの地位のいずれも退任又は退職した時点をもって譲渡制限が解除されること等を内容とした譲渡制限付株式割当契約を締結しております。
5. 上記報酬等の額には、譲渡制限付株式に係る当事業年度の費用計上額（取締役199百万円）を含んでおります。

## 4. 報酬の決定方針に関する事項

### ① 基本方針

取締役報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、現金報酬と当社株式報酬との割合を適切に設定することを基本方針としています。

### ② 報酬体系

社外取締役を除く取締役の報酬は、基本方針に基づき、月例の『現金報酬』と、定時株主総会後に年1回交付する『株式報酬（譲渡制限付株式）』の2種の形態にて支給しています。具体的には、報酬を「基本報酬」、「株式基本報酬」、「成果報酬」の3点で構成し、それぞれの支給形態は、「基本報酬」は『現金報酬』、「株式基本報酬」は『株式報酬（譲渡制限付株式）』、「成果報酬」は月例の『現金報酬』及び定時株主総会後に年1回交付する『株式報酬（譲渡制限付株式）』から当人が選択した形態としています。「基本報酬」、「株式基本報酬」と「成果報酬」の割合は、当社の過去の実績及び外部専門機関により提供される国内上場企業における報酬市場調査データを参考に役位等に基づき案を作成し、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会にて決定しています。

社外取締役の報酬構成については、業務執行に対する監督機能を確保する観点から、業績に連動しない月例の『現金報酬』のみとします。

なお、取締役に対する退職慰労金制度は設けません。

《取締役の報酬の構成（成果報酬に係る評価が標準の場合）》

3	2	3
<b>基本報酬 (現金)</b>	<b>株式基本報酬 (RS)</b>	<b>成果報酬 (現金及びRSから選択)</b>
固定報酬		変動報酬

### ③ 報酬の決定方法

取締役の報酬の決定方法はそれぞれ以下のとおりです。

#### ・取締役（社外取締役を除く）の報酬

「基本報酬」及び「株式基本報酬」は、代表権の有無及び取締役の役位等に応じて報酬額を決定しています。「株式基本報酬」については、中長期的な企業価値向上に向けた取組みや当社の株主との価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式の交付日から当社及び当社子会社並びに関連会社の取締役、上級執行役員、執行役員、使用人（かかる役職の名称が変更される場合、当該名称変更後の役職を含む。）のいずれの地位からも退任又は退職するまでの間、譲渡が制限される譲渡制限付株式（当社普通株式）を交付することとし、当該譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権を支給することとします。「成果報酬」については、役位及び担当の別に応じてあらかじめ評価割合を定め、全社の前期業績及び各人の期待役割に対する実績の総合評価を行い、基本報酬に準じて決定される成果報酬のベース金額に総合評価に応じた評価係数を乗じて報酬額を決定しています。また、業績評価は全社の売上高、営業利益及

び当期純利益を対予算達成率、対前年度増減率で評価するものとします。なお、「成果報酬」として定時株主総会后に年1回交付する『株式報酬（譲渡制限付株式）』が選択された場合の当該報酬の内容については、前述した内容と同様とし、前述のとおり決定された成果報酬の額に相当する金銭報酬債権を支給するものとします。

【成果報酬の決定方法】

	全社業績評価	個別役割評価
評価指標	連結売上高 連結営業利益 連結当期純利益	-
代表取締役社長 評価割合	50%	50%
その他社内取締役 評価割合	40%	60%

- (注) 1. 業績評価については、業績の向上及び企業価値向上のための指標として重要であると認識していることから、連結売上高、連結営業利益、連結当期純利益を指標としています。その他、ROEの結果を踏まえ、指名・報酬委員会において、全社業績評価の引き上げ・引き下げを検討します。
2. 成果報酬の各指標の概況として、全社の業績評価指標である連結売上高、連結営業利益、連結当期純利益については、連結売上高の対予算達成率と連結売上高及び連結営業利益の対前年度増減率は標準評価となりました。一方で、連結営業利益及び連結当期純利益の対予算達成率と連結当期純利益の対前年度増減率は標準を上回る評価となりました。これらの結果、全社業績評価は標準を上回る評価となりました（当事業年度における連結売上高は154,847百万円、連結営業利益は26,600百万円、連結当期純利益は17,645百万円です）。

・ 社外取締役の報酬

外部専門機関により提供される国内上場企業における報酬市場調査データ等を参考に、担当職務等に応じて現金報酬額を決定しています。

④ 決定プロセス

社外取締役を除く取締役の報酬体系や報酬の決定方法については、決定プロセスの客観性・透明性を確保する観点から、指名・報酬委員会（全ての社外取締役及び代表取締役社長並びにその他社内取締役1名を委員として構成）の審議を踏まえ、取締役会にて決定しています。

取締役の個人別報酬の決定については、取締役会にて決議しています。なお、社外取締役を除く取締役については、取締役会決議の前に指名・報酬委員会の審議を経るものとしています。

⑤ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

社外取締役を除く取締役の個人別の報酬等については、内容を決定するにあたり、事前に指名・報酬委員会にて決定方針との整合性を含めた多角的な審議検討を行っております。取締役会は基本的にその答申を尊重しており、当該個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

## 5. 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

### ① 被保険者の範囲

当社及び当社の全ての子会社の全ての取締役、監査役

### ② 保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等が、その職務執行に起因して損害賠償請求がなされたことにより被る損害賠償額及び争訟（株主代表訴訟・第三者訴訟を含む。）に係る費用について、当該保険契約により填補することとしております。

## 6. 社外役員に関する事項

### ① 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	取締役会への 出席状況	監査役会への 出席状況	活 動 状 況
取 締 役	嶋 聡	100% 16回／16回中	—	衆議院議員としての経験のほか企業活動に関する豊富な見識・実績を有しており、当該視点から経営事項の決定及び業務執行の監督機能強化の役割を果たすことを期待しており、当社取締役会において当該視点から積極的な発言を行うなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。
取 締 役	藤田 明久	100% 16回／16回中	—	上場企業等の経営者として企業活動に関する豊富な見識・実績を有しており、当該視点から経営事項の決定及び業務執行の監督機能強化の役割を果たすことを期待しており、当社取締役会において当該視点から積極的な発言を行うなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。
取 締 役	渡瀬 ひろみ	100% 12回／12回中	—	数多くの企業の経営者として企業活動に関する豊富な見識・実績を有しており、当該視点から経営事項の決定及び業務執行の監督機能強化の役割を果たすことを期待しており、当社取締役会において当該視点から積極的な発言を行うなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。
常勤監査役	西村 裕一郎	100% 16回／16回中	100% 19回／19回中	常勤監査役として、ガバナンス向上、内部統制強化に向けた活動を日常行うとともに、取締役会・監査役会において適宜必要な発言を行っております。また会計監査人、内部監査室とよく連携し、経営の健全性や適正性確保に寄与しております。
監 査 役	上田 望美	100% 16回／16回中	100% 19回／19回中	弁護士としての専門的な知識・経験を活かし、取締役会及び監査役会において適宜必要な発言を行っており、取締役会及び監査役会の実効性向上・ガバナンス強化に寄与しております。
監 査 役	高山 清子	100% 12回／12回中	100% 14回／14回中	公認会計士としての豊富な専門知識と他社での社外役員経験から、取締役会及び監査役会において適宜必要な発言を行っており、取締役会及び監査役会の実効性向上・ガバナンス強化に寄与しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金1万円以上であらかじめ定めた額と法令が定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。

③ 法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行の予防のために行った行為及び発生後の対応

当該事業年度において、当社の子会社である株式会社チャリ・ロトの前代表取締役及び元従業員が株式会社チャリ・ロトの取引先との間で不適切な資金のやり取りを行っていました。

当社の社外取締役及び社外監査役の各氏は当該事実が判明するまで、当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立った提言を行っております。当該事実の判明後は、当該事実の徹底した調査及び再発防止に向けたガバナンスの強化やコンプライアンスの徹底を求める等、その職責を果たしております。

## 5 会計監査人に関する事項

### 1. 会計監査人の名称 PwC Japan有限責任監査法人

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	74百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	76百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

### 3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、子会社における決算プロセスの構築支援に関する助言業務に対し、対価を支払っております。

### 4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると総合的に判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### 5. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(業務の適正を確保するための体制)

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

- (1) 当社及び当社子会社（以下、当社グループという。）の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 当社グループでは、「MIXI GROUP ビジネスコンダクトガイドライン」及び「倫理規程」においてコンプライアンスの重要性を掲げるとともに、その内容を情報システムや教育等を通じて全役職員に周知、徹底する。
  - ② 当社グループでは、業務プロセスや社内規程の整備、内部監査室による評価・監視体制の強化により、取締役及び従業員の職務執行の適正に努める。
  - ③ 法令及び定款違反等の行為に対する牽制機能として内部通報制度を制定し、不祥事の未然防止を図るとともに、反社会的勢力排除に向けた体制整備を行う。
  - ④ 当社グループでは、法令・定款違反等の行為が発生した場合又はそのおそれが発生した場合には、迅速に情報を把握し、その対処に努める。
- (2) 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
当社グループでは、情報管理に関する規程を整備し、重要文書の特定や保管形態の明確化により、個人情報及び重要な営業秘密、取締役の職務の執行に係る情報を適切かつ安全に保存・管理する体制を構築する。
- (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社グループを取り巻く様々なリスクを把握、管理するための規程を整備し、リスク管理に必要な体制の整備・強化を行う。リスクマネジメント推進体制の最高責任者として取締役社長を位置づけるほか、その補佐機関としてリスク・コンプライアンス担当の上級執行役員又は執行役員（以下「リスク管理等担当執行役員」という。）を任命する。リスク管理等担当執行役員を責任者とする「リスク管理委員会」を設置し、当社グループが行う事業に関連するリスクを把握、評価し、その低減に努める。また、有事が発生した場合には、迅速かつ適切に対応する。
- (4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ① 当社グループでは、担当職務内容及び職務権限を明確にするため、職務分掌及び職務権限に関する規程を整備するほか、グループ共通の情報共有システムの導入等、当社グループの取締役の職務執行の効率性を確保するよう努める。
  - ② 現在及び将来の事業環境を踏まえ各事業年度において予算を作成し、当社グループの目標を設定する。当社各部門及び各グループ会社においては、その目標達成に向けて各種施策を実行する。また、毎月の当社グループ全体の予算実績を当社取締役会において報告し、当社各部門及び各グループ会社の目標達成状況を検証する。
- (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、グループ会社の管理を行う部門を設置し、グループ会社管理規程に基づき、グループ会社の事業の進捗状況及び取締役等の職務執行状況のモニタリングを行う。
  - ② 当社は、当社取締役社長をはじめとした各取締役、各上級執行役員、各執行役員及び各本部長の間で、当社各部門及び各グループ会社の事業の状況に関する情報を定期的に報告させ又は共有するとともに、重要事項について必要がある場合には適時に適切な指導・助言を行う。
  - ③ 当社内部監査室は、内部監査規程に基づき、法令、定款及び社内規程等への適合性の観点等から、グループ会社の内部監査を実施する。
- (6) 当社監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項  
当社は、監査役職務を補助するため、監査役又は監査役会の求めに応じて、監査役職務を補助する部門（以下「監査役室」という。）を設置し、監査役を補助すべき従業員を配置する。監査役は当該従業員に対して監査に必要な事項を指示することができる。
- (7) 当社監査役職務を補助すべき従業員の当社取締役からの独立性に関する事項及び同従業員に対する当社監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役職務を補助すべき従業員は、当該業務を行うにあたっては、監査役の指示のみに従うものとし、取締役及び従業員の指示を受けない。
  - ② 監査役職務を補助すべき従業員の任命、人事考課及び異動については、監査役会の意見を聴取し決定するものとする。
- (8) 当社取締役及び従業員が当社監査役に報告をするための体制
- ① 監査役は、取締役会や経営会議等の重要な会議に出席し、取締役及び従業員から説明を受けることができるものとする。
  - ② 監査役は、重要な書類その他の書類を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員に説明を求めることができるものとする。
  - ③ 取締役及び従業員は、会社の経営又は業績に重大な影響を及ぼすおそれのある事実については、直ちに監査役に報告しなければならないものとする。
- (9) 当社グループの取締役、監査役等及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制  
当社グループでは、内部通報制度を通じ、各グループ会社の取締役及び従業員が当社監査役に報告をする手段を設ける。また、監査役以外の内部通報を受けた者は適時かつ適切に当社監査役に報告する。
- (10) (8) 及び (9) の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社グループでは、当社監査役に対する当社グループの取締役及び従業員からの通報については、法令又は内部通報制度等に従い通報内容を秘密として保持するとともに、通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。
- (11) 当社監査役職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針に関する事項  
当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。また、監査役が職務

執行に必要があると判断した場合、弁護士、弁理士、公認会計士、税理士その他の社外の専門家に意見・アドバイスを依頼するなど必要な監査費用を認める。

(12) その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループの取締役及び従業員は、監査役の監査に対する理解を深め、監査体制の実効性を確保するべく、監査役の監査に協力する。
- ② 監査役は、取締役、会計監査人と定期的に意見交換を行うとともに内部監査室と連携し、効果的な監査を行う。
- ③ 当社グループでは、監査役と会計監査人との意見及び情報の交換、監査役からの求めに応じ、当社の代表取締役、取締役、及び執行役員へのヒアリング、社外取締役との連絡会、執行役員、子会社の代表取締役等との定期的なミーティングの機会を確保するなど、監査が実効的に行われる体制を整備する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 当社取締役の職務の執行について

「取締役会規程」に基づき、毎月1回の定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、取締役会において、事業上の重要な意思決定及び業務執行の監督を行っております。また、社外取締役や監査役が、有する知見と経験を活かし、取締役の職務執行の監視・監督を行っております。

取締役会等の重要会議の議事録や、決裁記録等の業務執行の意思決定等に関する重要な記録・文書については、文書管理規程及び情報セキュリティに関連する規程に従い、適切に保管管理をしています。

(2) コンプライアンスに対する取り組みについて

当社グループのコンプライアンス体制の構築と個別の業務執行についてコンプライアンス確保の支援を目的とする部門を設置し、当社グループの各事業のコンプライアンス確保に努めています。

また、「MIXI GROUP ビジネスコンダクトガイドライン」及び「倫理規程」等の社内規程に基づき、当社グループ役員に対し、コンプライアンス教育及び情報セキュリティ教育その他職務に応じた研修等を実施しております。

また、外部弁護士事務所を窓口とする内部通報制度を運用しており、法令、定款及び社内規程に違反する行為を早期に発見し、適切かつ迅速に対応しております。

(3) リスク管理に対する取り組みについて

リスク管理等担当執行役員を選任するとともに、同役員を責任者とするリスク管理委員会を設置し、当社グループの重要な事業についてリスクの把握、評価、対応策の指示等のリスク管理活動を継続的に行っております。また、経営に与える影響が大きいと思われるリスクに関しては、取締役会、その他の重要な会議に報告し、協議を行うなどリスク管理の強化に取り組んでおります。

(4) 当社グループの経営管理について

当社グループは、グループ会社管理規程に基づき、グループ会社の管理を行う部門を設置し、グループ会社の事業の進捗状況及び取締役等の職務執行状況のモニタリングを実施しております。また、当社グループの業

務執行の重要事項について、取締役、監査役、上級執行役員及び執行役員等に対する情報の共有を定期的を実施しております。

しかしながら、当事業年度において、当社の子会社である株式会社チャリ・ロトにおいて、同社の前代表取締役及び元従業員が取引先との間で不適切な資金のやり取りを行っていた疑義が判明しました。

当社は、外部の専門家から構成される調査チームを組成し、2024年12月26日に調査チームより調査報告書を受領し、同日に公表いたしました。調査の結果、前代表取締役は357百万円、従業員は668百万円、合計1,026百万円の金銭を取引先から受領していたことが明らかになりました。また、調査チームより、子会社であるチャリ・ロト社において取引先との取引に関するガバナンスが十分に機能していなかった可能性がある等の指摘がなされています。

当社は、調査チームからのご指摘を厳粛に受け止め、再発防止策を策定し、2025年1月14日に公表いたしました。当社は、今後、再発防止策を着実に実行し、その進捗状況をモニタリングしていきます。

### (5) 内部監査の実施について

内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社及び当社グループ各社が、法令、定款及び社内規程に準拠して職務の執行が行われているか、書類の閲覧及び実地調査を実施しております。また、監査役会と相互連携を図り、内部監査の状況を監査役会に報告し、適宜会合を行い意見及び情報の交換を行っております。

### (6) 監査役による監査について

当社監査役は、監査役会で策定された年度計画に基づき、取締役会その他重要な会議に出席し、必要に応じて当社取締役、企業集団の取締役、内部監査室その他社員と意見交換等を行い、取締役の職務執行の監査を行っております。

## 7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つとして認識し、将来の成長に必要な事業開発、研究開発、M&Aなどの投資を実施することにより、企業価値の持続的な向上を目指しながら、連結配当性向20%又は株主資本配当率（DOE）5%を目安に配当を行うことを基本方針としております。

上記方針に基づき、当期の年間配当金につきましては、1株当たり120円とさせていただきます。なお、中間期において、中間配当を1株当たり55円にて実施しており、期末配当金は1株当たり65円となります。

次期（2026年3月期）の配当につきましては、上記方針に基づき、年間配当金として1株当たり120円（うち中間配当金60円）を予定しております。

なお、自己株式の取得につきましては、認識する株主資本コストを上回る自己資本利益率（ROE）水準を3か年平均で達成するまで、総還元性向が100%を下回る際は、追加の自己株式の取得等を実施することを新たに方針としております。また、自己株式の保有につきましては、発行済株式総数の5%程度を目安とし、超過する部分は原則として消却することを方針としております。

今後も企業価値の継続的な向上を目指しつつ、各年度の経営成績を勘案しながら、配当政策の見直しを行い、株主の皆様への利益還元を実施してまいります。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>169,931</b>	<b>流動負債</b>	<b>31,380</b>
現金及び預金	110,666	短期借入金	1,865
受取手形及び売掛金	15,812	未払金	10,143
営業投資有価証券	30,571	未払法人税等	7,686
有価証券	2,807	未払消費税等	2,203
商品	622	賞与引当金	1,816
その他	9,692	その他	7,664
貸倒引当金	△241	<b>固定負債</b>	<b>12,829</b>
<b>固定資産</b>	<b>55,612</b>	長期借入金	10,587
<b>有形固定資産</b>	<b>20,020</b>	繰延税金負債	1,632
建物	9,755	その他	609
工具、器具及び備品	3,291	<b>負債合計</b>	<b>44,210</b>
その他	111	<b>純資産の部</b>	
土地	2,699	<b>株主資本</b>	<b>175,026</b>
建設仮勘定	4,162	<b>資本金</b>	<b>9,698</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>14,793</b>	<b>資本剰余金</b>	<b>9,669</b>
のれん	7,265	<b>利益剰余金</b>	<b>173,149</b>
顧客関連資産	4,284	<b>自己株式</b>	<b>△17,491</b>
商標権	1,937	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>3,954</b>
その他	1,305	その他有価証券評価差額金	3,070
<b>投資その他の資産</b>	<b>20,798</b>	為替換算調整勘定	883
投資有価証券	6,023	<b>新株予約権</b>	<b>1,082</b>
長期貸付金	7,540	<b>非支配株主持分</b>	<b>1,270</b>
繰延税金資産	3,328		
その他	5,789		
貸倒引当金	△1,883		
<b>資産合計</b>	<b>225,544</b>	<b>純資産合計</b>	<b>181,333</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>225,544</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		154,847
売上原価		48,803
売上総利益		106,043
販売費及び一般管理費		79,443
営業利益		26,600
営業外収益		
受取利息	67	
受取配当金	39	
為替差益	3	
持分法による投資利益	148	
事業譲渡益	181	
その他	242	682
営業外費用		
支払利息	111	
貸倒引当金繰入額	135	
事業撤退損	47	
寄付金	113	
特別調査費用	213	
その他	150	770
経常利益		26,511
特別利益		
固定資産売却益	17	
投資有価証券償還益	156	
貸倒引当金戻入額	210	
段階取得に係る差益	89	
新株予約権戻入益	17	
その他	0	491
特別損失		
固定資産除売却損	14	
減損損失	0	
投資有価証券評価損	81	
のれん償却額	396	
持分変動損失	72	
その他	4	568
税金等調整前当期純利益		26,434
法人税、住民税及び事業税	9,383	
法人税等調整額	△594	8,788
当期純利益		17,645
非支配株主に帰属する当期純利益		43
親会社株主に帰属する当期純利益		17,601

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2024年4月1日残高	9,698	9,662	163,190	△10,310	172,240
当期変動額					
剰余金の配当			△7,635		△7,635
親会社株主に帰属する当期純利益			17,601		17,601
自己株式の取得				△7,458	△7,458
自己株式の処分		△6		276	270
利益剰余金から資本剰余金への振替		6	△6		-
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		7			7
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	-	7	9,959	△7,181	2,785
2025年3月31日残高	9,698	9,669	173,149	△17,491	175,026

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
2024年4月1日残高	366	803	1,170	1,109	1,209	175,730
当期変動額						
剰余金の配当						△7,635
親会社株主に帰属する当期純利益						17,601
自己株式の取得						△7,458
自己株式の処分						270
利益剰余金から資本剰余金への振替						-
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						7
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,703	80	2,783	△27	61	2,817
当期変動額合計	2,703	80	2,783	△27	61	5,603
2025年3月31日残高	3,070	883	3,954	1,082	1,270	181,333

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の数及び名称

- ・連結子会社の数 26社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社チャリ・ロト  
株式会社ネットドリーマーズ

当連結会計年度において、株式会社piconは株式の取得により、MIXI Australia Pty Ltdは新規設立により、連結の範囲に含めております。

また、当連結会計年度において、Tech Growth Capital有限責任事業組合他1社は清算により、連結の範囲から除外しております。

##### ② 主要な非連結子会社の名称等

株式会社イー・マーキュリー

(連結の範囲から除いた理由)

株式会社イー・マーキュリー他4社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した関連会社の数及び名称

- ・持分法適用の関連会社の数 5社
- ・主要な持分法適用会社の名称 ビットバンク株式会社  
株式会社ハブ  
株式会社デコルテ・ホールディングス

当連結会計年度において、株式会社コールドクターは株式の売却により、持分法適用の範囲から除外しております。

##### ② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社名等

株式会社イー・マーキュリー

(持分法を適用しない理由)

株式会社イー・マーキュリー他4社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適用範囲から除外しております。

③ 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法を適用している会社のうち、決算日が異なる会社については、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちScrum Ventures Fund I, L.P.他4社の決算日は12月末日、東京フットボールクラブ株式会社の決算日は1月末日、AAファンド投資事業有限責任組合他1社の決算日は2月末日であり、それぞれの決算日の計算書類を使用しております。なお、連結決算日との間に生じた連結上重要な取引に関しては必要な調整を行っております。また、株式会社千葉ジェッツふなばし他1社の決算日は6月末日であります。仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

(営業投資有価証券を含む)

市場価格のない株式等以外のもの…………… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業組合等への出資持分については、直近の決算日の財務諸表を基礎とし、持分相当額を純額で取込む方法を採用しております。

棚卸資産の評価基準及び評価方法

商

品…………… 先入先出法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産……………主に定率法を採用しております。  
 (リース資産を除く) ……ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。  
 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- |                |        |       |
|----------------|--------|-------|
| 建              | 物…………… | 2～50年 |
| 工具、器具及び備品…………… |        | 2～20年 |
- ロ. 無形固定資産……………定額法を採用しております。  
 (リース資産を除く) ……なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- |                  |                              |
|------------------|------------------------------|
| 自社利用のソフトウェア…………… | 5年                           |
| 商標権……………         | 経済的耐用年数(5～13年)に基づいて償却しております。 |
| 顧客関連資産……………      | 経済的耐用年数(5～18年)に基づいて償却しております。 |
| その他無形資産……………     | 経済的耐用年数(5年)に基づいて償却しております。    |
- ハ. リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- 二. の れ ん……………効果の発現する期間を個別に見積もり、その期間(4～13年)で均等償却しております。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金……………売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金……………従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

収益の主要な区分におけるそれぞれの収益認識基準は、以下のとおりです。なお、収益に含まれる値引き、リベート及び返品等の変動対価の金額に重要性はありません。また、約束した対価の金額は、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

イ. スマートデバイス向けゲーム「モンスターストライク」等のサービス運営

当社グループは、スマートデバイス向けゲーム「モンスターストライク」等のサービスを運営しております。顧客との契約における履行義務は、キャラクター等をユーザーが使用できる環境を維持することであると判断しております。そのため、ユーザーがゲーム内通貨である「オーブ」等を消費して入手したキャラクター等の見積り利用期間に亘って収益を認識しております。ただし、ユーザーが継続して使用するキャラクター等は、レアリティが高いものに限定されており、それ以外のキャラクター等に関しては入手後長期間使用されることは稀であります。そのため、収益を入手したキャラクター等の見積り利用期間に亘り認識する場合と「オーブ」等の消費時に認識する場合とでは収益の額に重要な差異は生じないものと判断しております。

なお、収益認識会計基準等の下では機能的に重要な差異を有しない有償オーブ等と無償オーブ等はそれぞれ等価値であります。そのため消費されたオーブ等が有償か無償かで区分することなく取引価格を配分しております。

ロ. 競馬情報サイト「netkeiba.com」のサービス運営

当社グループは、競馬情報サイト「netkeiba.com」を活用し、有料会員向けの情報や予想家による勝負予想情報「ウマイ馬券」を提供するサービスを提供しております。有料会員向けの情報提供定額制サービスに係る収益は、時の経過により履行義務が充足されることから、契約期間にわたって収益を認識しております。「ウマイ馬券」に係る収益は、主として当社グループが対象となる情報を提出した時点で履行義務が充足されると判断していることから、情報の引渡時点で収益を認識しております。

ハ. 競輪・オートレース車券のオンライン投票サイト「チャリロト」及びスポーツベッティングサービス「TIPSTAR」のサービス運営

当社グループは、競輪・オートレース車券のオンライン投票サイト「チャリロト」及びスポーツベッティングサービス「TIPSTAR」を活用し、ユーザーに対してオンライン投票システムを提供しております。当該収益は、レースの開催後に即日車券の払戻や精算が完了した時点で履行義務が充足されると判断していることから、レースの開催終了日において収益を認識しております。

## 二. プロスポーツチームの運営

当社グループは、「千葉ジェッツふなばし」及び「FC東京」のプロスポーツチーム運営を行っております。主な収益である広告料収入については、ユニフォーム、試合会場内の看板、その他印刷物を広告媒体として提供しております。広告の掲載・企画が一定期間にわたるものは時の経過に従い履行義務が充足されると判断していることから契約期間等の一定期間にわたって収益を認識しております。また、広告を単独の試合・企画のみで掲載する場合は興業時に履行義務が充足されると判断していることから興業終了時の一時点で収益を認識しております。

## ホ. 「家族アルバム みてね」のサービス運営

当社グループは、「家族アルバム みてね」を活用し、ユーザーに対してアプリをより便利に利用可能となる月額制サービス「みてねプレミアム」の提供やフォトブック、DVD等の販売を行っております。「みてねプレミアム」については、時の経過により履行義務が充足されることから、契約期間にわたって収益を認識しております。フォトブック、DVD等の販売については、物品をユーザーのもとに納入した時点で履行義務が充足されると判断していますが、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の間であると判断し、出荷時に収益を認識しております。

## ヘ. 年賀状アプリ「みてね年賀状」のサービス運営

当社グループは、年賀状アプリ「みてね年賀状」を活用し、印刷年賀状作成サービスを提供しております。当該収益は、ユーザーからの受注内容に沿って印刷年賀状を製造し、ユーザーのもとに納入することで履行義務が充足されると判断していますが、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の間であると判断し、出荷時に収益を認識しております。

## ト. サロンスタッフ直接予約アプリ「minimo」のサービス運営

当社グループは、サロンスタッフ直接予約アプリ「minimo」を活用し、ユーザーに対してサロン予約支援サービスを提供しております。当該収益は、サロン等の掲載者に対する一般消費者からの予約が成立することで履行義務が充足されると判断していることから、一般消費者の来店日において収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20―3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65―2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

（営業投資有価証券及び投資有価証券の減損）

当社グループでは決算日において、営業投資有価証券30,571百万円、投資有価証券6,023百万円を計上しており、そのうち非上場株式等（持分法適用会社株式を除く）15,834百万円についての減損の検討は、下記のように実施しております。

非上場株式等の評価については、当該株式等の実質価額又は時価が取得原価と比べて50%程度以上低下した場合に、回復可能性が十分な根拠により裏付けられる場合を除き減損処理を行うこととしております。また、これらの非上場株式について、会社の超過収益力等を反映して、財務諸表から得られる1株当たり純資産額に比べて高い価額で当該会社の株式を取得している場合、超過収益力等が見込めなくなったときには、これを反映した実質価額が取得原価の50%程度以上低下した場合に、減損処理を行うこととしております。

また、将来の時価の下落又は投資先の業績不振や財政状態の悪化により、現状の帳簿価額に反映されていない損失又は帳簿価額の回収不能が生じ、減損処理が必要となる可能性があります。

(のれん及びその他無形固定資産の減損)

当社グループは決算日において、のれん、顧客関連資産、商標権等13,369百万円を計上しており、減損の検討を行っております。減損の検討は、下記の4段階にて実施しております。

(1) 無形固定資産等の含まれる資産又は資産グループ(以下「資産グループ」)の識別

減損が生じている可能性を示す事象(以下「減損の兆候」)は資産グループごとに識別しておりますが、当社ではその決定にあたり、子会社ごとに異なった事業を営んでいることから、主に子会社ごとにグルーピングを行っております。

(2) 減損の兆候の識別

当該資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっているか、又は、継続してマイナスとなる見込みである場合や、経営環境の悪化を把握した場合等に、減損の兆候を識別しております。

(3) 減損の認識

減損の兆候があった資産グループについては中長期の事業計画等を基礎として割引前将来キャッシュ・フローを算定し、資産グループの帳簿価額を下回る場合には減損損失を認識しております。

(4) 減損の測定

減損損失を認識すべきであると判定された資産又は資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として当期の損失としております。

上記キャッシュ・フローの算定に使用する将来の売上・費用予測や営業利益率等の仮定は、取得時の事業計画をベースに、経営陣により承認された翌連結会計年度の予算に反映している変化点及び将来的に継続する変化点を織り込んだ過去の実績や当社経営陣により承認された事業計画等に基づく最善の見積りと判断により決定しております。これらは事業戦略の変更や市場環境の変化等により影響を受ける可能性があり、仮定の変更が必要となった場合、認識される減損損失の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 顧客との契約から生じた債権の残高	
売掛金	15,812百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	7,846百万円
(3) 担保に供している資産及び担保に係る債務	
①担保に供している資産	
建物	4,781百万円
土地	2,698百万円
計	7,480百万円
②担保に係る債務	
短期借入金	516百万円
長期借入金	5,803百万円
計	6,320百万円
(4) 非連結子会社及び関連会社に対する残高	
投資有価証券（株式）	4,650百万円
(5) 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高	4,180百万円
(6) 貸出コミットメント契約	
当社の連結子会社である株式会社チャリ・ロトは、事業資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と貸出コミットメント契約を締結しております。	
貸出コミットメント契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。	
貸出コミットメントの総額	9,000百万円
借入実行残高	4,700百万円
差引額	4,300百万円

5. 連結損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	73,730,850株	－株	－株	73,730,850株

(変動事由の概要)

該当事項はありません。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月10日 取締役会	普通株式	3,867	55	2024年3月31日	2024年6月11日
2024年11月8日 取締役会	普通株式	3,783	55	2024年9月30日	2024年12月9日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	4,404	65	2025年3月31日	2025年6月11日

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	目的となる株式の種類	目的となる株式の数
第13回新株予約権 (2016年8月5日取締役会決議分)	普通株式	47,000株
第14回新株予約権 (2017年8月8日取締役会決議分)	普通株式	28,500株
第15回新株予約権 (2018年8月9日取締役会決議分)	普通株式	120,800株
第17回新株予約権 (2019年6月26日取締役会決議分)	普通株式	222,400株
第19回新株予約権 (2020年6月26日取締役会決議分)	普通株式	196,300株
第21回新株予約権 (2021年6月25日取締役会決議分)	普通株式	98,600株
第22回新株予約権 (2021年6月25日取締役会決議分)	普通株式	2,800株
第23回新株予約権 (2022年6月28日取締役会決議分)	普通株式	93,200株
第24回新株予約権 (2023年2月27日取締役会決議分)	普通株式	78,000株

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い短期の金融資産に限定し運用を行っております。連結子会社における資金調達に関しては内部資金及び銀行等金融機関からの借入により行う方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

金融資産の主なものには、現金及び預金、売掛金、営業投資有価証券、投資有価証券、有価証券があります。預金については、主に普通預金及び短期の定期預金であり、預入先の信用リスクに晒されておりますが、預入先は信用度の高い銀行であります。売掛金については、顧客の信用リスクに晒されておりますが、債権管理規程に従い債権管理担当者が定期的取引先ごとの期日及び残高の管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。営業投資有価証券及び投資有価証券については、主に事業上の関係を有する企業の株式及び投資事業組合に対する出資金であり、信用リスクに晒されておりますが、定期的に発行体及び投資事業組合の財務状況を把握しております。有価証券については、外貨建MMFであり、安全性の高い金融商品であります。為替変動のリスクに晒されております。

金融負債の主なものには、未払金、未払法人税等、長期借入金（一年内返済長期借入金を含む）があります。未払金については、そのほとんどが1カ月以内の支払い期日であります。長期借入金（一年内返済長期借入金を含む）については、主に子会社の設備投資に係る資金調達であります。また、資金調達ができなくなる流動性リスクについては、当社の手元資金は潤沢であり流動性は確保できております。連結子会社においては、担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

#### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金及び預金、受取手形及び売掛金、有価証券（MMF）、短期借入金（ただし、一年内返済予定長期借入金を除く）、未払金、未払法人税等並びに未払消費税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
営業投資有価証券	6,896	6,896	-
投資有価証券			
関係会社株式	1,027	2,351	1,324
その他有価証券	1,331	1,331	-
長期貸付金	7,750		
貸倒引当金 (*2)	△2,076		
	5,674	5,674	-
敷金及び保証金 (*3) (*4)	1,436	1,390	△46
資産計	16,366	17,644	1,277
長期借入金（一年内返済長期借入金を含む）	(11,113)	(11,113)	△0
長期未払金（一年内返済長期未払金を含む）	(207)	(202)	△5
負債計	(11,320)	(11,315)	△5

(\*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(\*2) 長期貸付金に係る貸倒引当金を控除しております。

(\*3) 敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額（賃借建物の原状回復費用見込額）の未償却残高を控除しております。

(\*4) 敷金及び保証金のうち、500百万円については、返還時期が未定であることから、時価の算定が困難であるため「敷金及び保証金」には含めておりません。

(\*5) 市場価格のない株式等は「営業投資有価証券」及び「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融資産の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
関係会社株式（非上場）	3,622
営業投資有価証券（非上場）	13,015
投資有価証券（非上場）	41

(\*6) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
投資事業組合出資金	10,659

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	110,666	—	—	—
受取手形及び売掛金	15,812	—	—	—
長期貸付金 (*1)	—	—	—	5,674
合計	126,479	—	—	5,674

(\*1) 償還予定額が見込めない2,076百万円は含めておりません。

(注2) 短期借入金及び長期借入金（一年内返済長期借入金を含む）の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	1,340	—	—	—	—	—
長期借入金（一年内返済長期借入金を含む）	525	1,996	507	507	507	7,067
合計	1,865	1,996	507	507	507	7,067

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
営業投資有価証券				
その他有価証券	5,131	－	1,764	6,896
投資有価証券				
その他有価証券	319	－	1,012	1,331
資産計	5,450	－	2,777	8,227

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価 (*1)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
関係会社株式	2,351	－	－	2,351
長期貸付金	－	5,674	－	5,674
敷金及び保証金	－	1,390	－	1,390
資産計	2,351	7,064	－	9,416
長期借入金（一年内返済長期借入金を含む）	－	(11,113)	－	(11,113)
長期未払金（一年内返済長期未払金を含む）	－	(202)	－	(202)
負債計	－	(11,315)	－	(11,315)

(\*1) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

営業投資有価証券及び投資有価証券

上場株式は取引所の価格によっております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価法を用いて時価を算定しております。重要な観察できないインプットを用いて価格を算定している場合は、レベル3の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額に近似していることから当該帳簿価額によっております。

ただし、貸倒懸念債権については、連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額が時価に近似しているため、当該価額をもって時価としております。以上により、レベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。また、一年以内返済予定の長期借入金（連結貸借対照表上は、流動負債「短期借入金」に525百万円が含まれております。）は、長期借入金に含めて表示しております。

長期未払金

長期未払金の時価については、将来の支払予定額を国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。また、一年内返済予定の長期未払金（連結貸借対照表上は、流動負債「未払金」に46百万円が含まれております。）は、長期未払金に含めて表示しております。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

	営業投資有価証券 及び投資有価証券
期首残高	5,251
当期の損益に計上 (*1)	△1,280
その他の包括利益に計上 (*2)	△187
購入、売却、発行及び決済等	△1,006
期末残高	2,777
当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において 保有する金融資産及び金融負債の評価損益 (*1)	△1,280

(\*1) 連結損益計算書の「売上原価」、「投資有価証券評価損」に含まれております。

(\*2) 連結包括利益計算書の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 時価評価のプロセスの説明

当社グループは財務諸表の作成を担当している部門にて時価の算定に関する方針、手続き及び時価評価モデルの仕様に係る手続きを定めております。算定された時価及びレベルの分類については、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性を検証しております。

時価の算定にあたっては、保有から一定期間が経過していないものにつきましては、直近の取引価格をもって時価としております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					調整額 (注) 1	連結計算書類 計上額 (注) 2
	デジタルエンター テインメント事業	スポーツ 事業	ライフスタイル 事業	投資事業	計		
売上高							
顧客との契約から生 じる収益 (注) 3	94,082	40,206	14,795	—	149,084	66	149,151
その他の収益	—	—	—	5,696	5,696	—	5,696
外部顧客への売上高	94,082	40,206	14,795	5,696	154,780	66	154,847
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	94,082	40,206	14,795	5,696	154,780	66	154,847
セグメント利益又は損 失 (△)	44,287	1,999	△128	1,981	48,139	△21,539	26,600
その他の項目							
減価償却費	187	2,333	215	0	2,736	940	3,676
のれん償却額	—	953	464	—	1,417	—	1,417
のれん償却額 (特別損失)	—	—	396	—	396	—	396
減損損失	0	—	—	—	0	—	0

(注) 1. セグメント利益又は損失(△)の調整額△21,539百万円には、報告セグメントの減価償却費△2,736百万円及びのれん償却額△1,417百万円並びに各セグメントに配分していない全社売上66百万円、全社費用△17,452百万円が含まれております。全社項目は、主に報告セグメントに帰属しない管理部門の項目であります。

2. セグメント利益又は損失(△)は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 当社グループの売上高としては、主にデジタルエンターテインメント事業におけるスマートデバイス向けゲームである「モンスターストライク」で構成されております。

(2) 収益を理解する基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項」をご参照ください。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

- ・ 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	金額
顧客との契約から生じた債権（当期首）	13,227
顧客との契約から生じた債権（当期末）	15,812
契約負債（当期首）	2,888
契約負債（当期末）	4,180

なお、当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、2,888百万円であります。

- ・ 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

9. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 2,641円26銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 255円43銭   |

10. 追加情報

(当社連結子会社の役職員による不適切な資金のやり取りについて)

当社の連結子会社である株式会社チャリ・ロトの役職員(以下、「本件役職員」といいます。)が取引先との間で不適切な資金のやり取りを行っていた疑義が2024年10月下旬に判明いたしました。これを受けて、2024年10月30日に外部の専門家から構成される調査チームを組成して調査を行い、2024年12月26日に調査報告書を受領しております。

調査の結果、本件役職員による不適切な資金のやり取りは、前代表取締役は357百万円、元従業員は668百万円、合計1,026百万円となりました。

なお、当連結会計年度に与える影響額については、法人税等の増加も含め、親会社株主に帰属する当期純利益△452百万円となりました。

また、本件における特別調査に係る費用等について、「営業外費用」の「特別調査費用」として計上しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2025年5月14日開催の取締役会において、会社法第459条第1項第1号の規定による定款の定めに基づき、自己株式の取得に係る事項について、次のとおり決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

株主還元の実現を図るとともに、資本効率の向上を図るため。

(2) 取得に係る事項の内容

- |              |  |
|--------------|--|
| ① 取得する株式の種類  | 当社普通株式   |
| ② 取得する株式の総数  | 4,750,000株（上限）<br>（発行済株式総数（自己株式除く）に対する割合7.01%） |
| ③ 株式の取得価額の総額 | 9,500百万円（上限）                                   |
| ④ 取得期間       | 2025年5月15日～2026年3月31日                          |
| ⑤ 取得の方法      | 東京証券取引所における市場買付                                |

(自己株式の消却)

当社は、2025年5月14日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却に係る事項について、次のとおり決議いたしました。

(1) 消却に係る事項の内容

- |               |  |
|---------------|--|
| ① 消却する株式の種類   | 当社普通株式                                 |
| ② 消却する株式の総数   | 2,400,000株<br>（消却前の発行済株式総数に対する割合3.26%） |
| ③ 消却予定日       | 2025年5月30日                             |
| ④ 消却後の発行済株式総数 | 71,330,850株                            |

# 計算書類

## 貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>135,891</b>	<b>流動負債</b>	<b>20,727</b>
現金及び預金	91,451	未払金	6,803
受取手形及び売掛金	8,961	未払費用	0
営業投資有価証券	19,210	契約負債	1,835
有価証券	2,807	未払法人税等	6,755
商品	345	未払消費税等	1,236
前渡金	59	預り金	2,462
前払費用	2,581	賞与引当金	1,601
短期貸付金	5,259	ポイント引当金	31
その他	6,509	その他	0
貸倒引当金	△1,293	<b>固定負債</b>	<b>163</b>
<b>固定資産</b>	<b>64,218</b>	長期未払金	160
<b>有形固定資産</b>	<b>5,171</b>	長期リース債務	2
建物	3,557	その他	0
工具、器具及び備品	1,606		
建設仮勘定	2	<b>負債合計</b>	<b>20,890</b>
その他	3	<b>純資産の部</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>309</b>	<b>株主資本</b>	<b>175,210</b>
ソフトウェア	164	<b>資本金</b>	<b>9,698</b>
その他	144	<b>資本剰余金</b>	<b>9,668</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>58,738</b>	資本準備金	9,668
投資有価証券	1,124	<b>利益剰余金</b>	<b>173,334</b>
関係会社株式	31,525	その他利益剰余金	173,334
出資金	112	オープンイノベーション	2,823
関係会社出資金	10,257	促進積立金	
長期貸付金	10,635	繰越利益剰余金	170,511
破産更生債権等	2	<b>自己株式</b>	<b>△17,491</b>
長期前払費用	1,015	<b>評価・換算差額等</b>	<b>2,926</b>
敷金及び保証金	3,124	その他有価証券評価差額金	2,926
繰延税金資産	3,378	<b>新株予約権</b>	<b>1,082</b>
その他	62		
貸倒引当金	△2,501	<b>純資産合計</b>	<b>179,219</b>
<b>資産合計</b>	<b>200,110</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>200,110</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		118,052
売上原価		26,166
売上総利益		91,886
販売費及び一般管理費		65,605
営業利益		26,280
営業外収益		
受取利息	113	
受取配当金	39	
為替差益	120	
事業譲渡益	181	
その他	177	631
営業外費用		
投資事業組合運用損	599	
支払手数料	22	
寄付金	113	
特別調査費用	184	
その他	58	978
経常利益		25,934
特別利益		
固定資産売却益	17	
投資有価証券償還益	156	
その他	17	191
特別損失		
固定資産除売却損	1	
減損損失	0	
投資有価証券評価損	81	
関係会社株式評価損	1,478	
貸倒引当金繰入額	1,123	
その他	0	2,686
税引前当期純利益		23,439
法人税、住民税及び事業税	7,533	
法人税等調整額	△201	7,331
当期純利益		16,107

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				オープン イノベーション 促進積立金	繰越利益 剰余金		
2024年4月1日残高	9,698	9,668	—	9,668	2,596	162,272	164,868
当期変動額							
剰余金の配当						△7,635	△7,635
当期純利益						16,107	16,107
自己株式の取得							
自己株式の処分			△6	△6			
オープンイノベーション促進積立金の積立					227	△227	—
利益剰余金から資本剰余金への振替			6	6		△6	△6
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	—	—	227	8,238	8,465
2025年3月31日残高	9,698	9,668	—	9,668	2,823	170,511	173,334

	株主資本		評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計		
2024年4月1日残高	△10,310	173,925	140	140	1,109	175,175
当期変動額						
剰余金の配当		△7,635				△7,635
当期純利益		16,107				16,107
自己株式の取得	△7,458	△7,458				△7,458
自己株式の処分	276	270				270
オープンイノベーション促進積立金の積立		—				—
利益剰余金から資本剰余金への振替		—				—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		—	2,786	2,786	△27	2,759
当期変動額合計	△7,181	1,284	2,786	2,786	△27	4,043
2025年3月31日残高	△17,491	175,210	2,926	2,926	1,082	179,219

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式及び関係会社出資金 …………… 移動平均法による原価法を採用しております。
- ② その他有価証券  
(営業投資有価証券を含む)
- 市場価格のない株式等以外のもの …………… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
- 市場価格のない株式等 …………… 移動平均法による原価法を採用しております。
- なお、投資事業組合等への出資持分については、直近の決算日の財務諸表を基礎とし、持分相当額を純額で取込む方法を採用しております。

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 商 品 …………… 先入先出法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 …………… 定率法を採用しております。  
(リース資産を除く)
- ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。
- なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- 建 物 …………… 8～50年
- 工具、器具及び備品 …………… 2～15年
- ② 無形固定資産 …………… 定額法を採用しております。  
(リース資産を除く)
- なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- ③ リース資産 …………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 …………… 売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 …………… 従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

- ステップ1：顧客との契約を識別する
- ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ステップ3：取引価格を算定する
- ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する
- ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

収益の主要な区分におけるそれぞれの収益認識基準は、以下のとおりです。なお、収益に含まれる値引き、リベート及び返品等の変動対価の金額に重要性はありません。また、約束した対価の金額は、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

イ. スマートデバイス向けゲーム「モンスターストライク」等のサービス運営

当社は、スマートデバイス向けゲーム「モンスターストライク」等のサービスを運営しております。顧客との契約における履行義務は、キャラクター等をユーザーが利用できる環境を維持することであると判断しております。そのため、ユーザーがゲーム内通貨である「オーブ」等を消費して入手したキャラクター等の見積り利用期間に亘って収益を認識しております。ただし、ユーザーが継続して使用するキャラクター等は、レアリティが高いものに限定されており、それ以外のキャラクター等に関しては入手後長期間使用されることは稀であります。そのため、収益を入手したキャラクター等の見積り利用期間に亘り認識する場合と「オーブ」等の消費時に認識する場合とでは収益の額に重要な差異は生じないものと判断しております。

なお、収益認識会計基準等の下では機能的に重要な差異を有しない有償オーブ等と無償オーブ等はそれぞれ等価値であります。そのため消費されたオーブ等が有償か無償かで区分することなく取引価格を配分しております。

ロ. スポーツベッティングサービス「TIPSTAR」のサービス運営

当社は、スポーツベッティングサービス「TIPSTAR」を活用し、ユーザーに対してオンライン投票システムを提供しております。当該収益は、レースの開催後に即日車券の払戻や精算が完了した時点で履行義務が充足されると判断していることから、レースの開催終了日において収益を認識しております。

ハ. 「家族アルバム みてね」のサービス運営

当社は、「家族アルバム みてね」を活用し、ユーザーに対してアプリをより便利に利用可能となる月額制サービス「みてねプレミアム」の提供やフォトブック、DVD等の販売を行っております。「みてねプレミアム」については、時の経過により履行義務が充足されることから、契約期間にわたって収益を認識しております。フォトブック、DVD等の販売については、物品をユーザーのもとに納入した時点で履行義務が充足されると判断していますが、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の期間であると判断し、出荷時に収益を認識しております。

二. 年賀状アプリ「みてね年賀状」のサービス運営

当社は、年賀状アプリ「みてね年賀状」を活用し、印刷年賀状作成サービスを提供しております。当該収益は、ユーザーからの受注内容に沿って印刷年賀状を製造し、ユーザーのもとに納入することで履行義務が充足されると判断していますが、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の期間であると判断し、出荷時に収益を認識しております。

ホ. サロンスタッフ直接予約アプリ「minimo」のサービス運営

当社は、サロンスタッフ直接予約アプリ「minimo」を活用し、ユーザーに対してサロン予約支援サービスを提供しております。当該収益は、サロン等の掲載者に対する一般消費者からの予約が成立することで履行義務が充足されると判断していることから、一般消費者の来店日において収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20—3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(営業投資有価証券、投資有価証券及び関係会社株式の減損)

当社では決算日において、営業投資有価証券19,210百万円、投資有価証券1,124百万円、関係会社株式31,525百万円を計上しております。そのうち非上場株式等は、営業投資有価証券14,321百万円及び投資有価証券1,124百万円、関係会社株式29,569百万円であり、これらについての減損の検討は、下記のように実施しております。

非上場株式等の評価については、当該株式等の実質価額又は時価が取得原価と比べて50%程度以上低下した場合に、回復可能性が十分な根拠により裏付けられる場合を除き減損処理を行うこととしております。また、これらの非上場株式について、会社の超過収益力等を反映して、財務諸表から得られる1株当たり純資産額に比べて高い価額で当該会社の株式を取得している場合、超過収益力等が見込めなくなったときには、これを反映した実質価額が取得原価の50%程度以上低下した場合に、減損処理を行うこととしております。

また、将来の時価の下落又は投資先の業績不振や財政状態の悪化により、現状の帳簿価額に反映されていない損失又は帳簿価額の回収不能が生じ、減損処理が必要となる可能性があります。

## 計算書類

---

### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	5,442百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	7,661百万円
長期金銭債権	9,794百万円
短期金銭債務	1,773百万円
(3) 保証債務	
金融機関からの借入等に関する保証予約	
株式会社チャリ・ロト	9,367百万円
自治体との契約に関する連帯保証	
株式会社チャリ・ロト(注)	500百万円
仕入債務に関する連帯保証	
株式会社スフィダンテ(注)	1,730百万円

(注)連帯保証の保証総額を記載しております。

上記のほか、海外事業において関係会社の銀行保証を一定の水準に維持すること等を約した保証契約を政府当局と締結しております。

### 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	7,494百万円
営業費用	4,442百万円
営業取引以外の取引による取引（収入分）	98百万円
営業取引以外の取引による取引（支出分）	3百万円

### 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	5,967,604 株
------	-------------

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

繰延税金資産	
ソフトウェア	2,591百万円
営業投資有価証券	2,235百万円
関係会社株式	3,306百万円
貸倒引当金	1,195百万円
賞与引当金	490百万円
未払金	263百万円
未払事業税	335百万円
地代家賃	64百万円
新株予約権	329百万円
契約負債	162百万円
その他	491百万円
繰延税金資産小計	11,467百万円
評価性引当額	△6,741百万円
繰延税金資産合計	4,726百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,347百万円
繰延税金負債合計	△1,347百万円
繰延税金資産の純額	3,378百万円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)が10百万円増加し、法人税等調整額が49百万円減少、その他有価証券評価差額金が39百万円減少しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議 決 権 等 の 所 有 ( 被 所 有 ) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取 引 金 額 ( 百 万 円 )	科目	期 末 残 高 ( 百 万 円 )
子会社	株 式 会 社 チャリ・ロト	東京都 渋谷区	110百万円	競輪の車券 販売事業	(所有) 直接 100.0%	役員の兼任 資金の貸付	CMS利用 資金の貸付 (注)1	—	短期貸付金	1,377
							その他 資金の貸付 (注)2	242	長期貸付金	527
							利息の受取	11	—	—
							保証予約 (注)3	9,367	—	—
子会社	株 式 会 社 TOKYO- BAYアリーナ マネジメント	東京都 渋谷区	50百万円	多目的アリー ナの興行 業務及び運 営管理業務	(所有) 直接 66.0%	資金の貸付	資金の貸付 (注)2	1,518	短期貸付金	2,310
							利息の受取	10	未収利息	10
関連会社	株 式 会 社 TOKYO- BAYアリーナ	東京都 中央区	100百万円	多目的アリー ナの建設	(所有) 直接 40.0%	資金の貸付	資金の貸付 (注)2	4,000	長期貸付金	5,800
							利息の受取	25	未収利息	24

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注)1. キャッシュ・マネジメント・システム (CMS) の契約を締結しており、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。資金の貸付・借入を繰り返し行っておりますので、取引金額の記載を省略しております。なお、担保は受け入れておりません。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
3. 保証予約は、三井住友銀行からの借入9,367百万円に対して付しております。

9. 収益認識に関する注記

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5) 収益及び費用の計上基準」をご参照ください。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,628円81銭
(2) 1株当たり当期純利益	233円75銭

11. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「11. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

株式会社MIXI  
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木直幸  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 梅木典子  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社MIXIの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社MIXI及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

株式会社MIXI  
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 直 幸  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 梅 木 典 子  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社MIXIの2024年4月1日から2025年3月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報収集及び監査の環境整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な委託先において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じ子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じ説明を求め、意見を表明しました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じ説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、PwC Japan有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討しました。

## 2. 監査の結果

## (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ なお、事業報告に記載の、当社の子会社である株式会社チャリ・ロトの前代表取締役及び元従業員が株式会社チャリ・ロトの取引先との間で不適切な資金のやり取りを行っていた件については、外部の専門家から構成される調査チームによる提言を踏まえた再発防止策を策定し、再発防止に取り組んでいることを確認しており、今後も引き続きその実施状況を注視してまいります。

## (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月22日

株 式 会 社 M I X I 監査役会

常 勤 監 査 役 西 村 裕 一 郎 ㊞  
 （ 社 外 監 査 役 ）  
 社 外 監 査 役 上 田 望 美 ㊞  
 社 外 監 査 役 高 山 清 子 ㊞

以 上



UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを  
採用しています。